第２期松崎町子ども・子育て支援事業計画

～未来へつなごう　子育ての輪～

令和２年３月

松　崎　町

はじめに

子どもたちの健やかな成長は、家族にとって大きな願いであり、社会にとっても次代を担う大きな原動力としてきわめて大切なことであります。

しかし、近年、人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤立感を感じる家庭も少なくはなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。

急速な少子化の進行は、経済や地域社会の活力低下をもたらし、また、子ども同士の交流機会の減少により社会性が育ちにくくなるなど、子ども自身への影響も懸念されています。

こうした中、次世代を生きる子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をどのように整えていくか検討と協議を重ね、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」に基づき、当町では平成27年3月に子ども・子育て支援のニーズを反映した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、平成27年度から「未来へつなごう、子育ての輪」を基本理念に、次世代を担う子どもたちが心も体も健やかに育つよう、保護者と地域が連携した子育て環境の整備と子育て支援施策を推進してきました。

このたび、平成27年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」の事業への評価と課題の検討を実施し、子育て世代からのニーズを取り入れ、令和2年度から5年間の事業計画を定めた「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

これを機に「松崎町第5次総合計画」で掲げている「健やか・安心に暮らせる福祉のまちづくり」の一翼を担う子ども・子育て支援の更なる充実を図り、ハード面、ソフト面において、子育てのしやすいまちづくりに取り組んでいきたいと考えています。

今後とも、行政、学校、家庭、地域、企業等の連携を深め、この計画の着実な推進に努めて参りますので、皆様方のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり多大なご尽力を賜りました地域福祉検討協議会委員の皆様、ならびにアンケート調査で貴重なご意見を賜りました町民の皆様に心から感謝を申し上げるとともに、今後の計画推進にもご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

松崎町長　長嶋　精一

目　次

第1章　計画策定にあたって
1．計画策定の趣旨 …… 3
2．計画の性格と位置づけ …… 4
3．計画の期間 …… 5
4．計画策定の体制 …… 5
第2章　子ども・子育てを取り巻く現状
1．統計にみる松崎町の現状 …… 9
2．ニーズ調査結果の概要 …… 18
3．子ども・子育て支援事業の現状 …… 44
4．将来人口の推計 …… 50
5．第１期計画の進捗評価 …… 52
第3章　計画の基本的な考え方
1．基本理念 …… 57
2．基本目標 …… 58
3．施策の体系 …… 59
第4章　施策の展開
1．子育て家庭を支援するための環境づくり …… 63
2．子どもを健やかに育てるための環境づくり …… 69
3．子育てを通して、親も地域も育っていくための社会づくり …… 76
第5章　子ども・子育て支援事業計画
1．子ども・子育て支援事業とは …… 83
2．教育・保育提供区域の設定 …… 84
3．教育・保育サービスの充実 …… 85
4．地域子ども・子育て支援事業の充実 …… 88
5．教育・保育の一体的提供及び体制の確保 …… 95
6．子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 …… 95
第6章　計画の推進に向けて
1．計画の推進体制の強化 …… 99
2．関係機関との連携強化 …… 99
3．計画の内容、実施状況の公表 …… 99
4．計画の進行管理 …… 99
資　料
1．松崎町地域福祉検討協議会設置要綱 …… 103
2．松崎町地域福祉検討協議会委員名簿 …… 104
3．計画策定の経過 …… 105
4．用語集 …… 106

第１章　計画策定にあたって

１．計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しており、平成 30 年 10 月１日現在、我が国の人口１億２，644 万人（総務省人口推計）に対し、年少人口は 1,542 万人と、全体の 12.2%まで減少しています。一方、松崎町（以下「本町」という。）についてみると、少子化はさらに進行しており、同年総人口 6,367 人（静岡県市町村別推計人口）に対し、年少人口は 511 人で全体の 8.0%と１割を割るまでになっています。

全国的な少子化の進行の理由に、子育てのための経済的負担感や、仕事と子育ての両立に対する負担感があると指摘されています。また、女性の社会進出に伴う低年齢児からの保育ニーズの増大、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化を背景に、子育てに対して不安感を抱える保護者が増加するなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況が大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、国は少子化対策を最重要課題に位置づけ、平成 15 年には「次世代育成支援対策推進法」を制定、平成 24 年には「子ども・子育て関連３法」を制定し、そしてこれらの法律に基づき、平成 27 年には「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。この新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざす考えを基本に、（１）質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、（２）保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、（３）地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

平成 29 年には、「新しい経済政策パッケージ」が閣議決定され、「全世代型の社会保障」の一環として、令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始され、子育て世代の費用負担軽減に係る大きな変化となっています。この変化に伴い、少子化対策とともに、女性の社会進出の促進、多様な教育・保育事業へのニーズの高まりが予想されることから、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開することが重要となります。

本町では、次の世代を生きる子どもたちのために、平成 27 年３月に「松崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「未来へつなごう、子育ての輪」を基本理念に、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場において、次代を担うすべての子どもたちが、心も体も健やかに育つ環境づくりを推進してきました。

そして、「松崎町子ども・子育て支援事業計画」は令和元年度で終了することから、新たな計画策定が求められています。これまで展開してきた施策・事業を評価し、本町における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題を踏まえ、令和２年度から令和６年度の５か年を計画期間とする「第２期松崎町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく「市町村行動計画」、並びに母子の健康づくりにかかる「母子保健計画」を一体のものとして策定したものです。

■子ども･子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連３法に基づく、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上などを総合的に推進していく新しい仕組みです。

そのため、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て家庭の状況や事業等の利用状況・利用希望を把握し、計画的な事業や施設などの実施、整備を図るためのものです。

本計画は、本町の最上位計画である「松崎町第５次総合計画」をはじめ、子ども・子育て施策に関係する本町の各分野の計画と連携・整合を図っていきます。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に施策を展開します。

◆他の計画との整合性

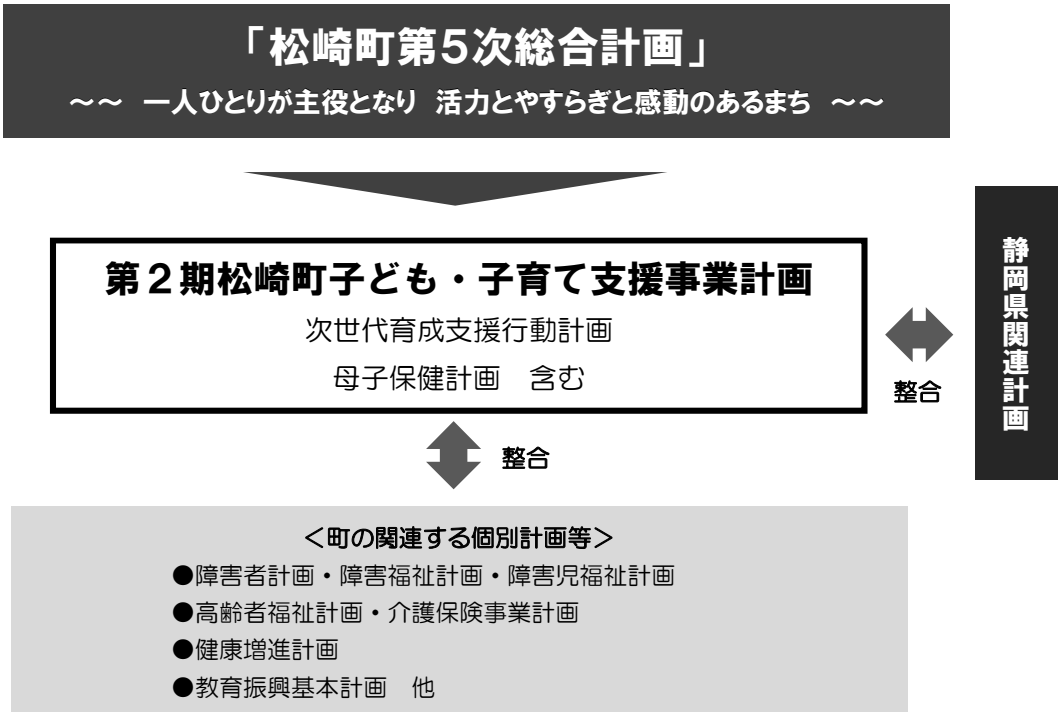

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和２年度から令和６年度までの５年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本町の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本町においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

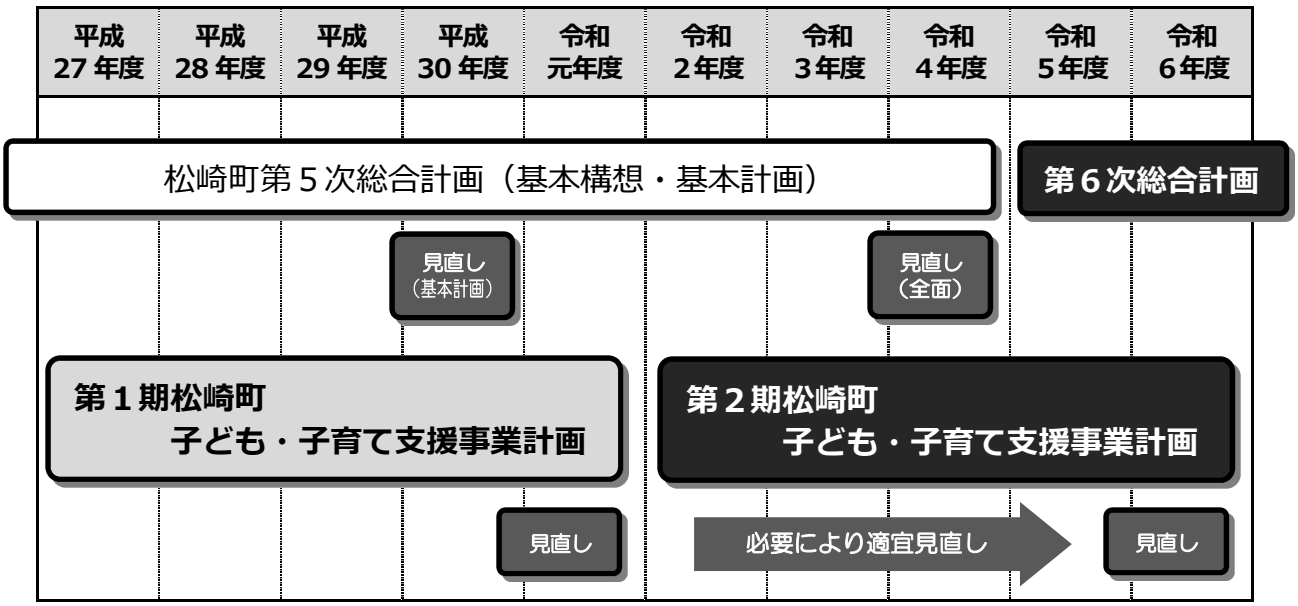

4. 計画策定の体制

計画の策定に際しては、町民の意見が広く反映されるよう、本町の地域福祉に関係する団体・組織の代表、福祉サービス事業者の代表、学識経験者、行政担当責任者で組織する「松崎町地域福祉検討協議会」において、計画の検討・協議を行うとともに、町内に在住する子育て世帯を対象としたアンケート調査による「子ども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

◆計画策定の体制

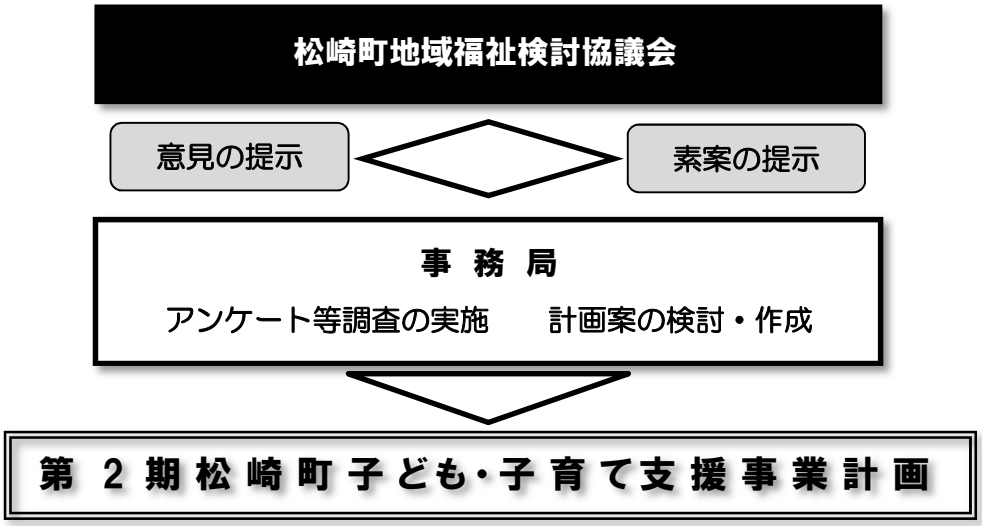

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

1. 統計にみる松崎町の現状

(1)人口、世帯の推移

本町の人口は平成 30 年 10 月1日現在（静岡県市町村別推計人口）、6,367 人になっています。平成 12 年以降、年々減少しており、この 18 年間で 2,148 人減少しています。

一般世帯数については、平成 30 年 10 月1日現在（静岡県市町村別推計人口）、2,793 世帯で、平成 12 年以降、微減傾向にあり、この 18 年間で 186 世帯減少しています。

結果として、1世帯当たりの人員は平成 12 年の 2.86 人/世帯から平成 30 年の 2.28 人/世帯へと、0.58 ポイント減少しています。

◆人口、世帯数の推移

区　分		単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
松崎町	総人口	人	8,515	8,104	7,653	6,837	6,685	6,514	6,367
	一般世帯数	世帯	2,979	2,984	3,016	2,830	2,810	2,794	2,793
	1世帯あたり人員	人/世帯	2.86	2.72	2.54	2.42	2.38	2.33	2.28
静岡県	総人口	人	3,767,393	3,792,377	3,765,007	3,700,305	3,687,821	3,673,401	3,656,487
	一般世帯数	世帯	1,278,668	1,346,952	1,397,173	1,427,449	1,441,411	1,457,629	1,470,980
	1世帯あたり人員	人/世帯	2.95	2.82	2.69	2.59	2.56	2.52	2.49
全国	総人口	千人	126,926	127,768	128,057	127,094	126,933	126,706	126,443
	一般世帯数	千世帯	46,782	49,063	51,842	53,332			
	1世帯あたり人員	人/世帯	2.71	2.60	2.47	2.38			

資料：平成 12～27 年は国勢調査、平成 28～30 年の松崎町、静岡県は静岡県市町村別推計人口、全国は総務省人口推計（各年 10 月1日現在）

◆人口、世帯数の推移

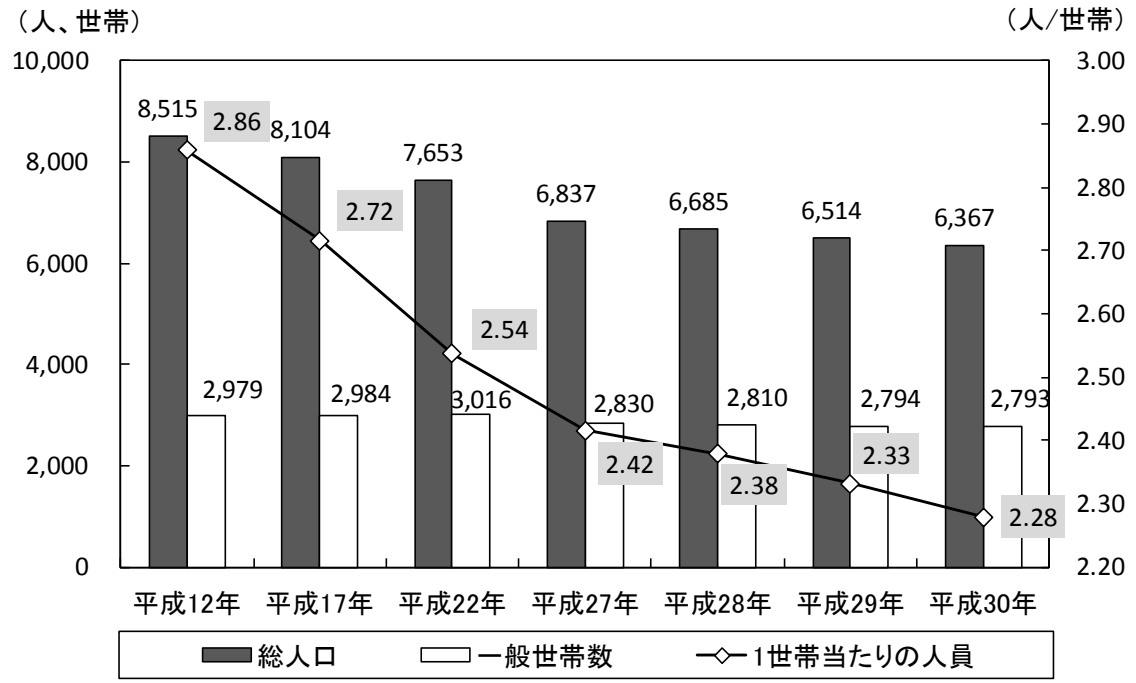

（２）年齢3階級別人口構成

年齢３階級別人口については平成 30 年 10 月１日現在（静岡県市町村別推計人口）、年少人口が 511 人（総人口に占める割合　8.0%）、生産年齢人口が 2,904 人（同　45.6%）、老年人口が 2,949 人（同　46.3%）となっています。

平成 12 年の構成比と比較すると、この 18 年間で年少人口は 4.5 ポイント、生産年齢人口は 11.9 ポイント減少し、老年人口は 16.3 ポイント増加しています。

年少人口構成比を静岡県、全国と比較すると、本町の年少人口構成比は静岡県、全国を大幅に下回って推移しています。平成 30 年を比較すると、本町は静岡県を 4.5 ポイント、全国を 4.2 ポイント下回っています。本町は静岡県、全国を大幅に上回って少子化が進行していると言えます。

◆年齢３階級別人口構成の推移

区　分			単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
松崎町	総人口		人	8,515	8,104	7,653	6,837	6,685	6,514	6,367
	年少人口	実数	人	1,063	927	831	627	581	526	511
		構成比	%	12.5	11.4	10.9	9.2	8.7	8.1	8.0
	生産年齢人口	実数	人	4,898	4,450	3,971	3,258	3,137	3,030	2,904
		構成比	%	57.5	54.9	52.0	47.7	46.9	46.5	45.6
	老年人口	実数	人	2,554	2,727	2,841	2,949	2,964	2,955	2,949
		構成比	%	30.0	33.7	37.2	43.2	44.4	45.4	46.3
静岡県	総人口		人	3,767,393	3,792,377	3,765,007	3,700,305	3,686,945	3,673,401	3,656,487
	年少人口	実数	人	568,986	536,799	511,575	478,084	470,985	463,156	455,330
		構成比	%	15.1	14.2	13.7	13.0	12.9	12.7	12.5
	生産年齢人口	実数	人	2,532,256	2,471,335	2,339,915	2,175,004	2,146,541	2,123,905	2,102,517
		構成比	%	67.2	65.3	62.5	59.2	58.6	58.2	57.9
	老年人口	実数	人	665,574	779,193	891,807	1,021,283	1,043,484	1,060,406	1,072,688
		構成比	%	17.7	20.6	23.8	27.8	28.5	29.1	29.5
全国	総人口		千人	126,926	127,768	128,057	127,095	126,933	126,706	126,443
	年少人口	実数	千人	18,505	17,585	16,839	15,945	15,780	15,592	15,415
		構成比	%	14.6	13.8	13.1	12.5	12.4	12.3	12.2
	生産年齢人口	実数	千人	86,380	84,422	81,735	77,282	76,562	75,962	75,451
		構成比	%	68.1	66.1	63.8	60.8	60.3	60.0	59.7
	老年人口	実数	千人	22,041	25,761	29,484	33,868	34,591	35,152	35,578
		構成比	%	17.4	20.2	23.0	26.6	27.3	27.7	28.1

資料：平成 12～27 年は国勢調査、平成 28～30 年の松崎町、静岡県は静岡県市町村別推計人口、全国は総務省人口推計（各年 10 月１日現在）

注：松崎町、静岡県は年齢不詳人口を除く。全国は不詳人口を按分して、3階級人口に加えてある。

◆年少人口構成比の推移

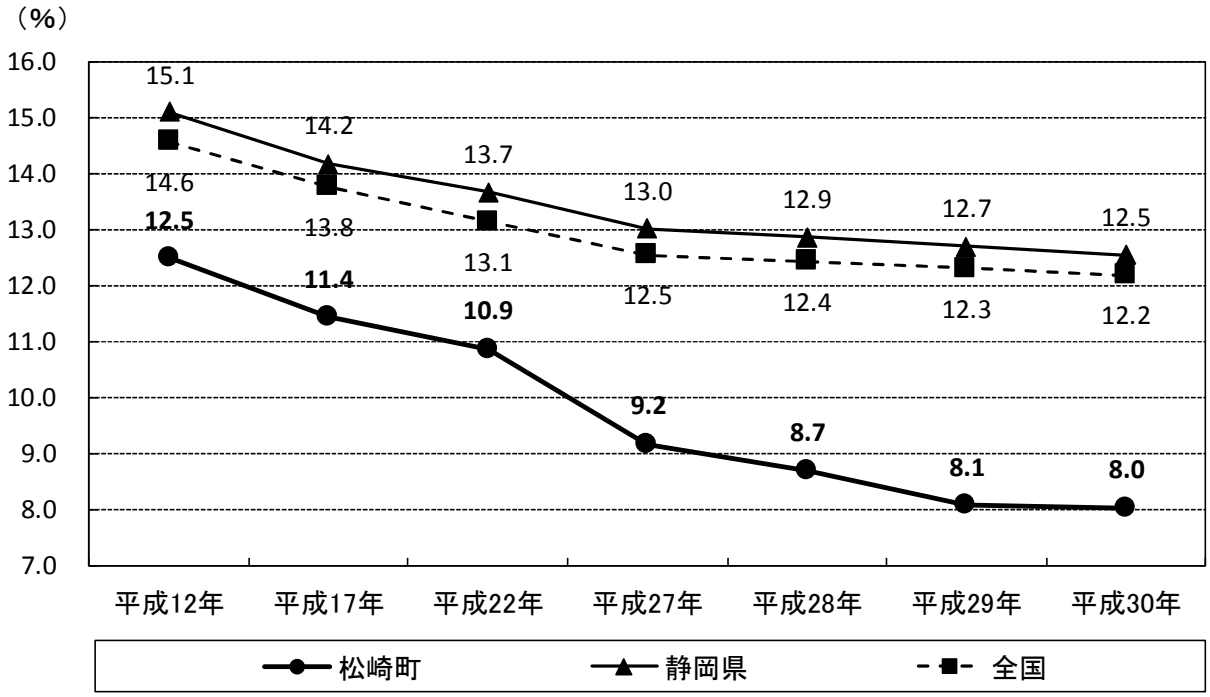
（%）
16.0
15.0
14.0
13.0
12.0
11.0
10.0
9.0
8.0
7.0
15.1
14.2
13.7
13.0
12.9
12.7
12.5
14.6
13.8
13.1
12.5
12.4
12.3
12.2
12.5
11.4
10.9
9.2
8.7
8.1
8.0
平成12年
平成17年
平成22年
平成27年
平成28年
平成29年
平成30年
松崎町
静岡県
全国

（３）世帯の形態

本町の世帯の形態を国勢調査でみると平成 27 年現在、一般世帯合計のうち親と子どもの世帯が 25.2%、夫婦のみ世帯が 27.1%、単独世帯が 28.8%、その他の親族世帯が 18.0%、非親族世帯が 0.8%の構成になっています。

平成７年以降の推移を見ると、親と子どもの世帯また、その他の親族世帯が減少しているのに対し、夫婦のみ世帯、単独世帯が大きく増加しています。少子高齢化の進展とともに、世帯の形態は大きく変化し、核家族化から夫婦のみ、単独世帯化の傾向を色濃く示しています。

◆世帯の形態の推移

区　　分		単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
夫婦のみ	世帯数	世帯	691	767	805	804	768
	構成比	%	23.3	25.7	27.0	26.7	27.1
親と子ども	世帯数	世帯	790	790	755	765	713
	構成比	%	26.6	26.5	25.3	25.4	25.2
その他の親族世帯	世帯数	世帯	921	847	763	637	510
	構成比	%	31.0	28.4	25.6	21.1	18.0
単独世帯	世帯数	世帯	558	563	650	794	815
	構成比	%	18.8	18.9	21.8	26.3	28.8
非親族世帯	世帯数	世帯	11	12	11	16	24
	構成比	%	0.4	0.4	0.4	0.5	0.8
一般世帯合計	世帯数	世帯	2,971	2,979	2,984	3,016	2,830
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料：国勢調査

◆世帯の形態の推移

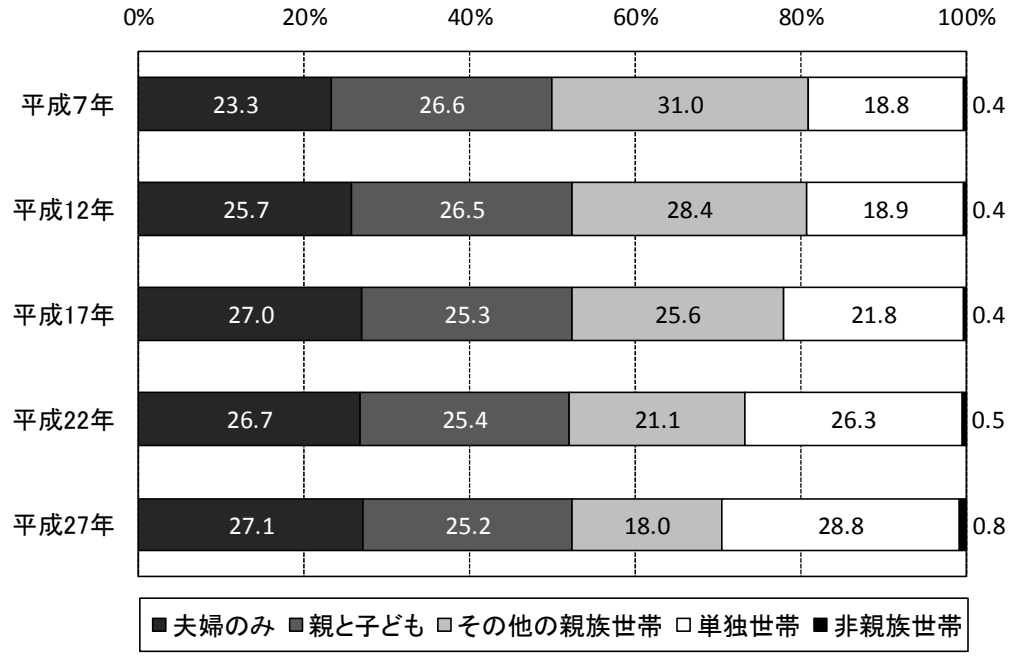

（4）出生数、出生率

本町の平成 29 年度の出生数は 21 人になっています。平成 26 年度に大きく減少したものの、翌年以降は 30 台前半となっていましたが、平成 29 年度には、また大幅に減少しました。

出生率（人口 1,000 人に対する出生数）を見ると、平成 29 年度は 3.2 人で、平成 24 年度以降同様に、３人台から５人台で大きく上下し、平成 29 年に大幅に減少しました。静岡県、全国と比較すると、本町は 4.0 ポイント以上下まわっています。

◆出生数、出生率の推移

区　分		単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
出生数	松崎町	人	39	35	22	29	37	21
出生率	松崎町	‰	5.4	5.0	3.2	4.2	5.5	3.2
	静岡県	‰	8.4	8.2	7.9	7.8	7.6	7.3
	全　国	‰	8.2	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料：静岡県人口動態統計

◆出生率の推移

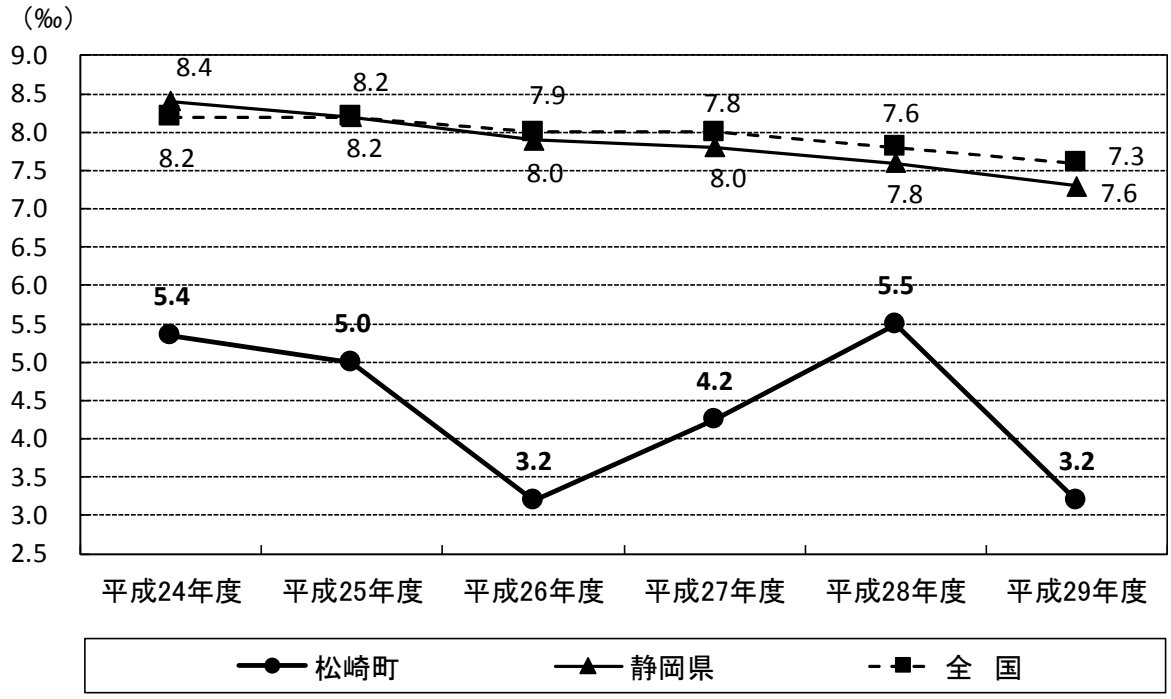

（５）婚姻の動向

本町の婚姻率（人口 1,000 人に対する婚姻の件数）について見ると、平成 29 年度は 2.8 件になっています。平成 21 年以降、平成 25 年（1.8 件）まで急速に減少しましたが、その後増加に転じ、そしてまた減少と大きく変動しています。

平成 29 年を比較すると、本町は静岡県を 1.8 ポイント、全国を 2.1 ポイント下まわってています。

◆婚姻率の推移

区　分	単位	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
松崎町	‰	4.1	2.9	2.7	2.6	1.8	2.6	3.4	3.3	2.8
静岡県	‰	5.6	5.5	5.2	5.2	5.0	4.9	4.9	4.7	4.6
全　国	‰	5.6	5.5	5.2	5.3	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9

資料：静岡県人口動態統計

◆婚姻率の推移

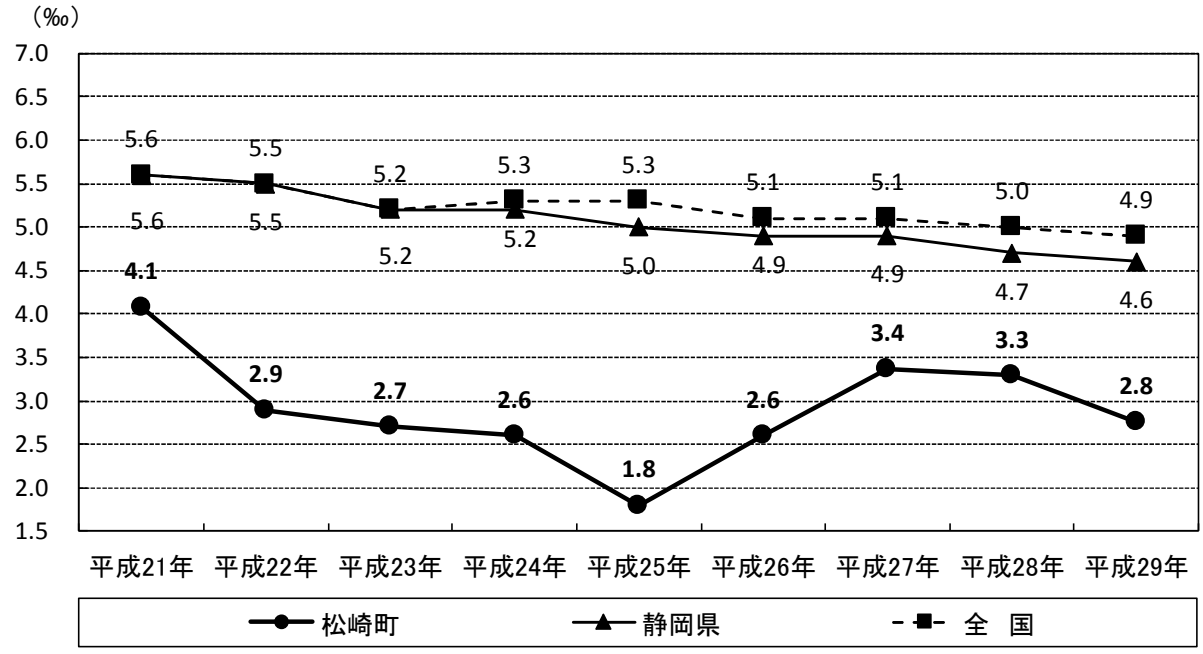

平成 12 年以降の男女の未婚率をみると、ともに全体的に上昇しています。また、平成 22 年～平成 27 年の５年間の変化をみると、男性の 25～29 歳、30～34 歳では上昇、20～24 歳、35～39 歳では若干下降しています。女性については、20～34 歳までの各年代とも上昇し、35～39 歳は横ばいとなっています。

◆男女の年代別未婚率の推移

区　分		単位	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
男性未婚率	20～24歳	%	88.5	87.9	93.2	91.4
	25～29歳	%	69.0	63.5	72.5	82.8
	30～34歳	%	43.6	48.9	43.2	56.4
	35～39歳	%	26.5	33.2	37.9	34.0
女性未婚率	20～24歳	%	88.0	75.0	88.3	90.4
	25～29歳	%	46.7	48.7	51.8	57.8
	30～34歳	%	22.0	25.7	31.9	33.7
	35～39歳	%	14.8	14.6	22.0	21.9

資料：国勢調査

◆男性の年代別未婚率の推移

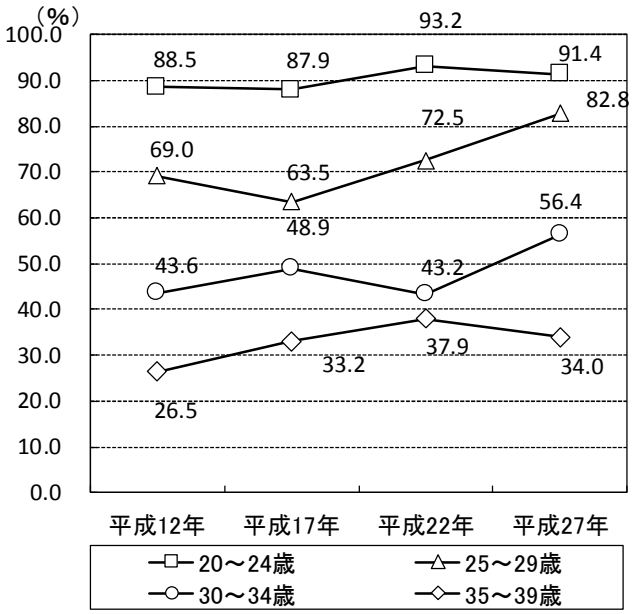

◆女性の年代別未婚率の推移

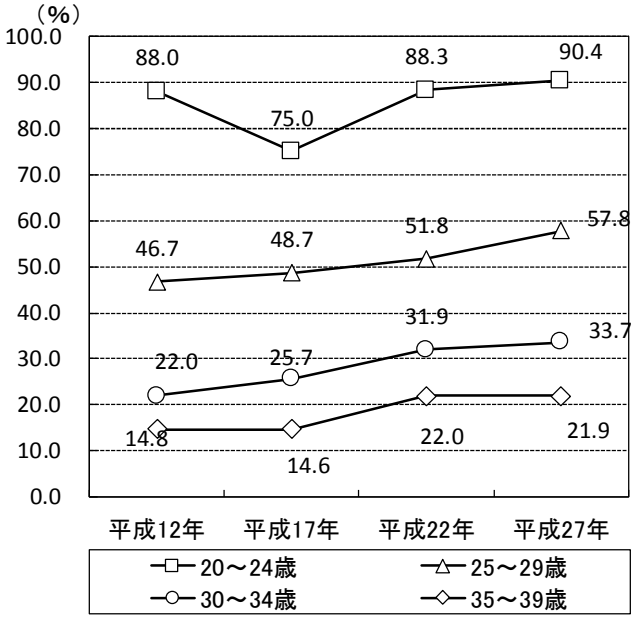

（６）女性の就業率

本町の女性の年代別就業率（国勢調査）についてみると、平成27年は20～24歳が61.5%、25～29歳が68.8%、30～34歳が72.1%、35～39歳が78.7%、40～44歳が80.1%となっています。平成22年～平成27年の５年間の推移をみると、20～24歳が大幅に下降し、30～34歳、35～39歳が上昇、25～29歳、40～44歳が横ばいとなっています。

◆女性の就業率の推移

区　分		単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
女性就業率	20～24歳	%	76.6	82.1	68.8	85.0	61.5
	25～29歳	%	62.3	66.8	76.0	67.5	68.8
	30～34歳	%	60.1	60.0	62.0	63.3	72.1
	35～39歳	%	69.4	70.5	76.3	71.2	78.7
	40～44歳	%	85.2	77.1	80.1	79.9	80.1

資料：国勢調査

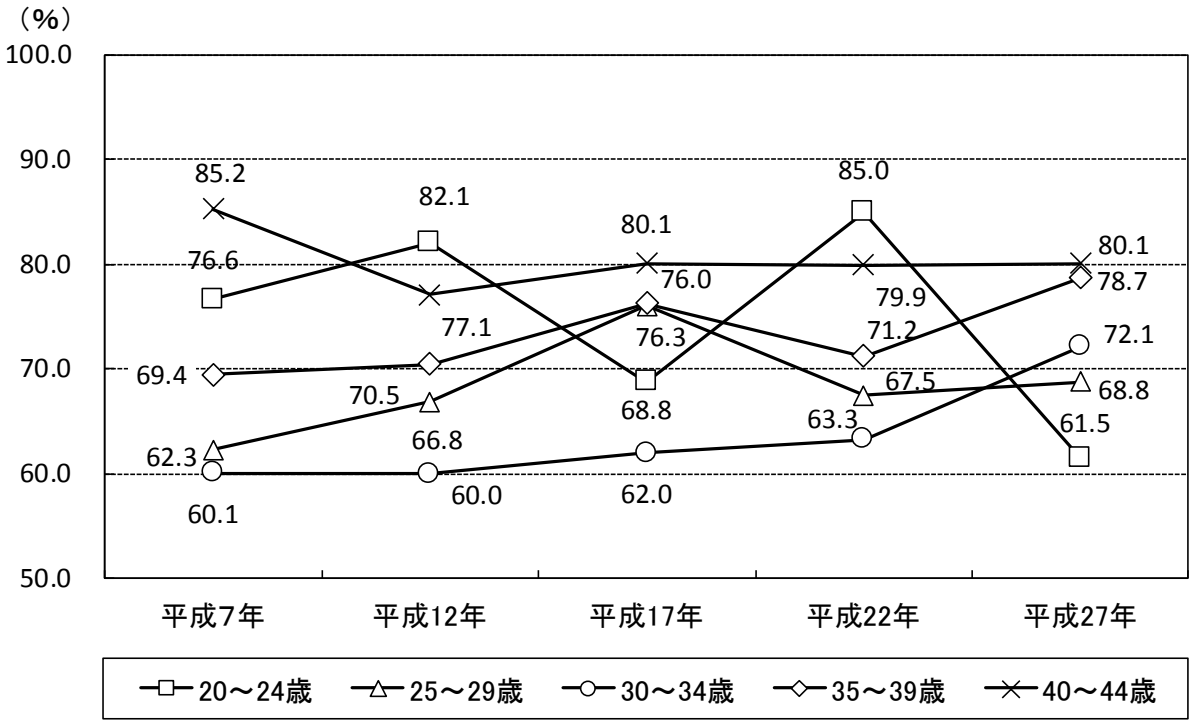

(7)児童・生徒数の推移

平成 30 年度の本町の小学校児童数は 225 人、中学校生徒数は 123 人になっています。平成 25 年度以降、小学校、中学校とも減少を続けています。

平成 25 年度からの6年間の減少数は、小学校で 69 人、中学校で 88 人と大幅な減少を示しています。

◆小学校児童数、中学校生徒数の推移

区　分		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	6年間の増減
松崎町立松崎小学校	児童数	人	294	281	250	243	223	225	−69
松崎町立松崎中学校	児童数	人	211	201	194	161	149	123	−88

資料:学校基本調査

◆小学校児童数、中学校生徒数の推移

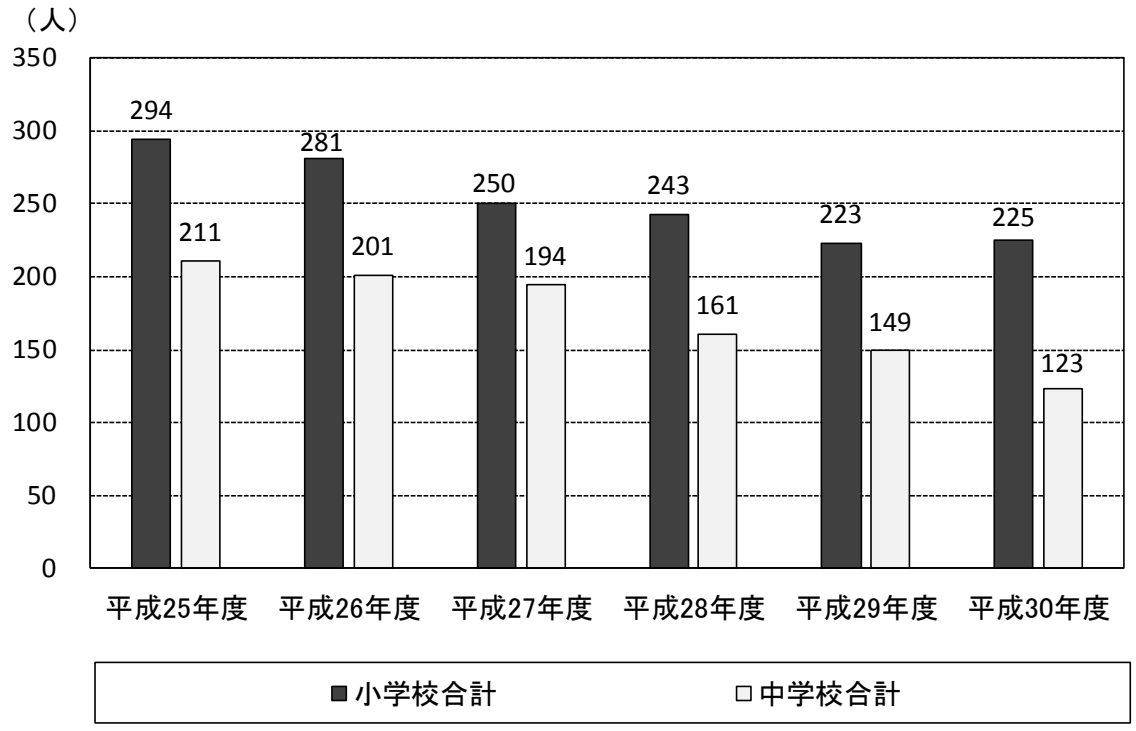

２. ニーズ調査結果の概要

（１）調査の概要

第１期に引き続き、第２期の子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に事業を実施するため、子育て世帯を対象に「子ども・子育てに関するアンケート調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を行いました。調査結果の概要は以下のとおりです。

① 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施概要

ア. 調査時期　　令和元年８月、９月

イ. 調査対象者　　①未就学児童：松崎町在住で就学前の子どものいる家庭
②就学児童　：松崎町在住で就学している子どものいる家庭

ウ. 配布数及び回収数

	配布数	有効回収数	回収率
未就学児童	123 件	58 件	47.2%
就学児童	159 件	67 件	42.1%

※有効回収数とは、回収数の内、無記入等の無効票数を除いた数

（２）ニーズ調査（未就学児童調査）結果の概要

① お子さんとご家族の状況

調査対象となった子どもの年齢構成は、「５歳」が 24.1％と最も多く、次いで「４歳」（22.4％）、「３歳」（15.5％）、「１歳」（13.8％）、「０歳」（12.1％）「２歳」（8.6％）となっています。前回調査と大きな変化は見られませんが、「４歳」の比率が増加し、「２歳」「５歳」の比率が減少しています。

◆子どもの年齢

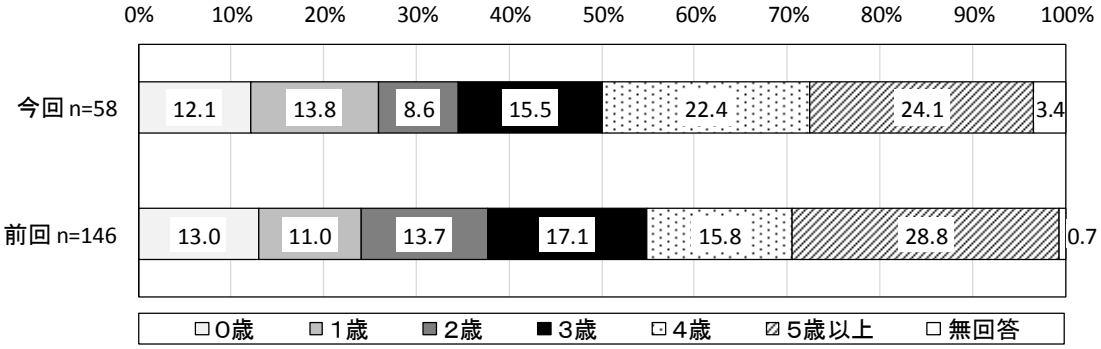

対象の子どもを含めた兄弟の数は、「１人」、「２人」が 37.9％と最も多く、「３人」が 22.4％と続いています。前回調査と比較すると、「１人」の比率が増加し、「２人」の比率が減少しています。

◆兄弟の数

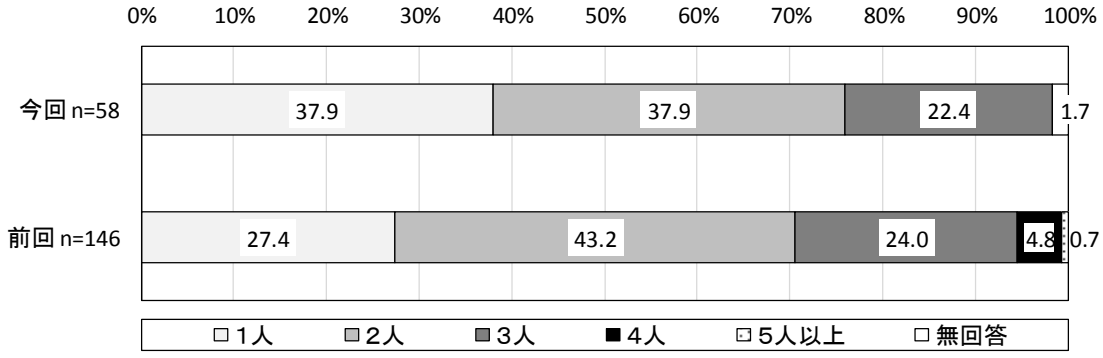

② 子どもの育ちをめぐる環境

ア. 子育てに関わっている方

子育てに日常的に関わっている方は、「父母ともに」が 69.0%と最も多く、「祖父母」が 53.4%と続いています。「保育園」の 37.9%と「幼稚園」の 24.1%を合わせると 62.0%と過半数を超えています。前回調査と比較すると、「祖父母」の比率が 10.9 ポイント、「父母ともに」の比率が 9.4 ポイント増加しています。

◆子育てに関わっている方

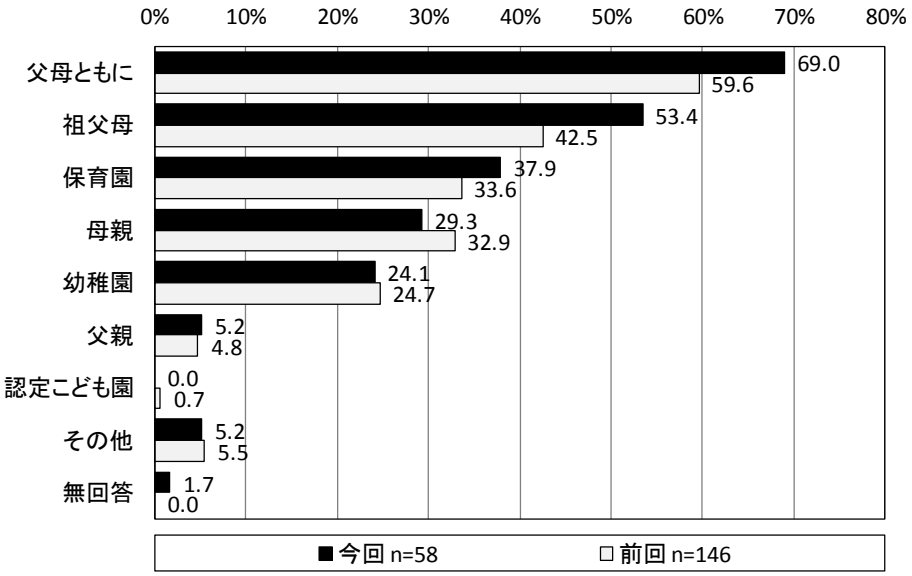

イ. 子育てに影響する環境

子育てに影響する環境については、「家庭」が 94.8%と最も多く、次いで「地域」が 56.9%、「保育園」が 48.3%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。「幼稚園」は 32.8%となっており、「保育園」と合わせると 81.1%となっています。

◆子育てに影響する環境

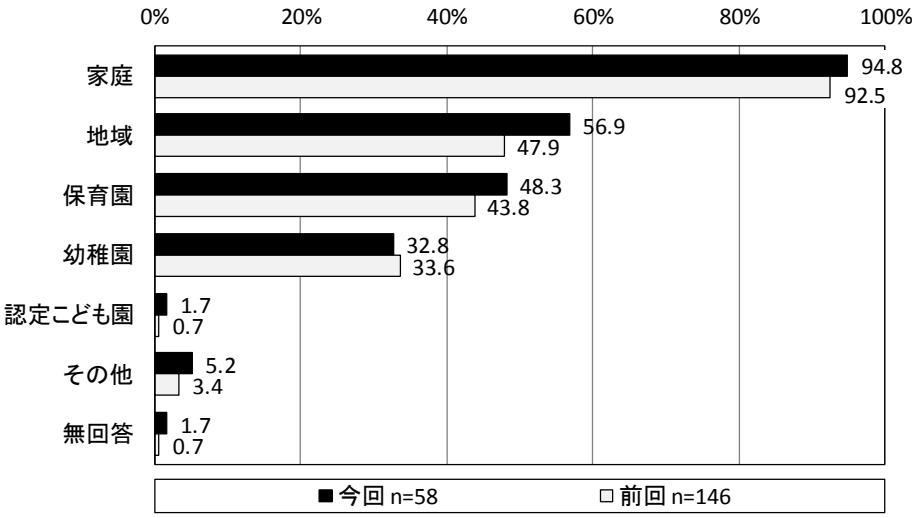

ウ. みてもらえる親族・知人

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人については、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が 55.2%と最も多く、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が 43.1%と続いています。

前回調査と比較すると、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」の比率が 6.6 ポイント増加し、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の比率が 12.4 ポイント、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」の比率が９ポイント減少しています。

◆みてもらえる親族・知人

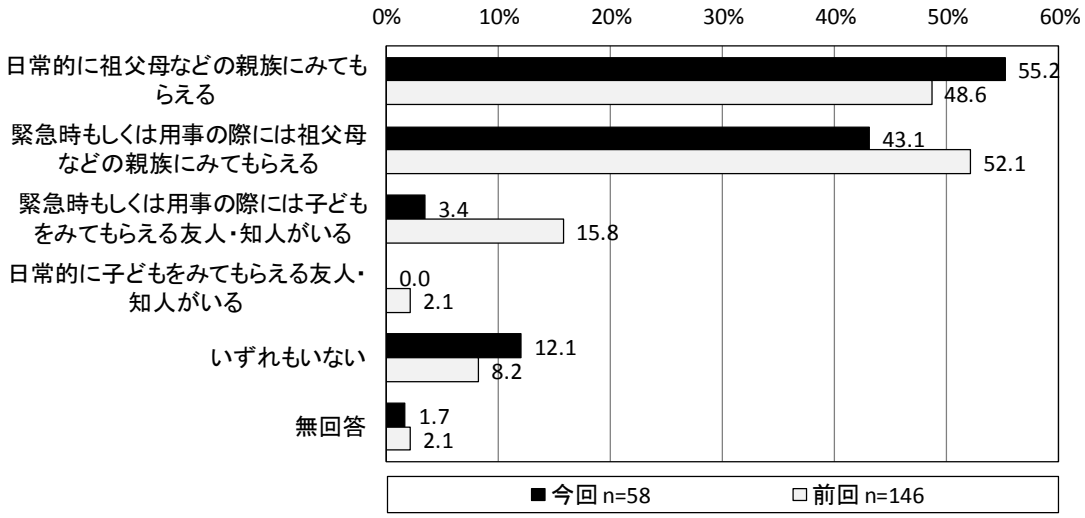

エ. 気軽に相談できる人の有無、相談先

子育てをする上で、気軽に相談できる人の有無については、「いる/ある」が 91.4%とほとんどを占め、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆気軽に相談できる人の有無

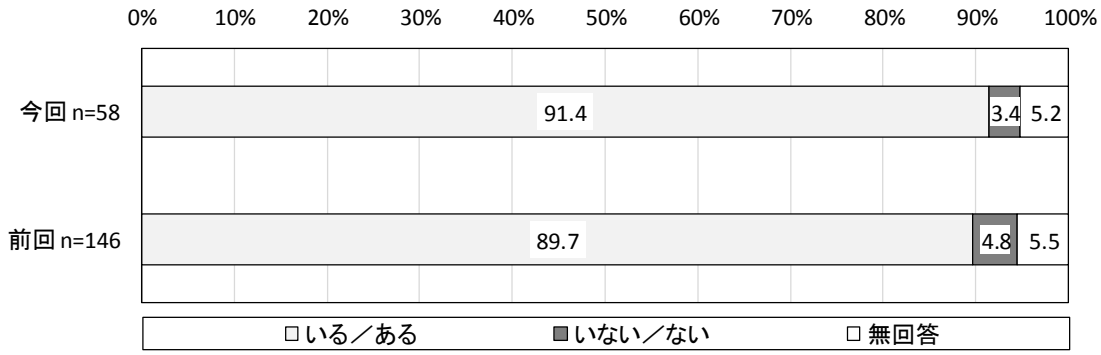

相談先については、「友人や知人」が 88.7%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が 83.0%となっています。みてもらえる親族・知人の回答と比較し、「友人や知人」の回答が大きく上昇しています。前回調査と大きな変化は見られませんが、「子育て支援施設（児童館）」の比率が 16.1 ポイント、「友人や知人」の比率が 9.3 ポイント増加しています。

◆相談先

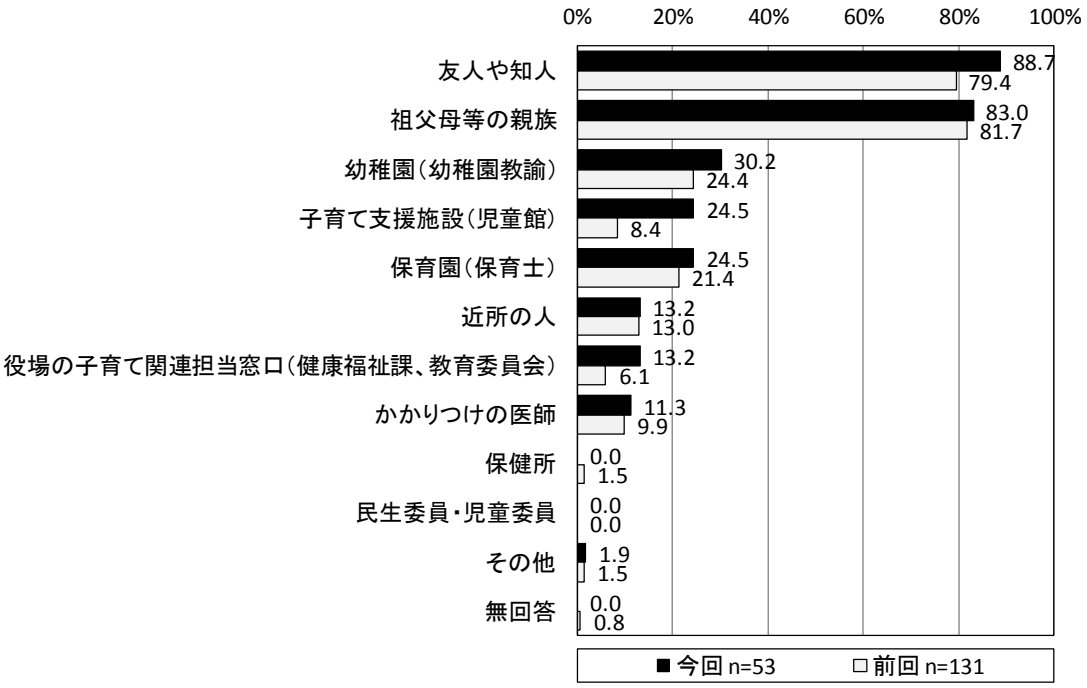

③ 保護者の就労状況

母親の就労状況については、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 44.8%と最も多く、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 22.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 20.7%と続いています。

前回調査と比較すると、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の比率が 8.5 ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の比率が 16.3 ポイント減少しています。

◆母親の就労状況

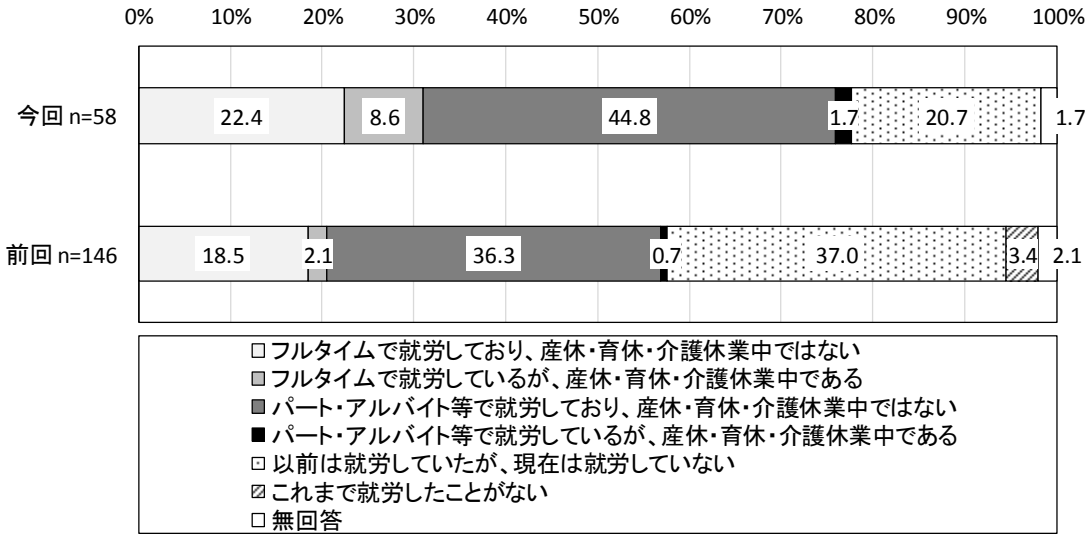

父親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が 92.6%とほとんどを占めており、その他は、いずれもごくわずかの回答率となっています。前回調査と大きな変化は見られません。

◆父親の就労状況

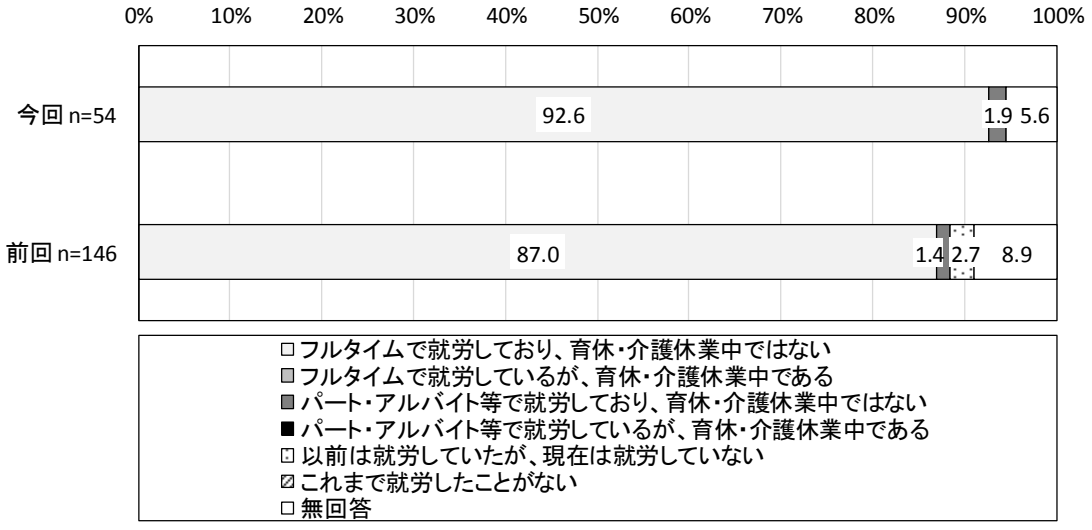

④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業（幼稚園や保育所など）の利用については、「利用している」が 75.9%と多数を占め、「利用していない」が 22.4%となっており、前回調査と比較し若干、「利用している」が上昇しています。

◆平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

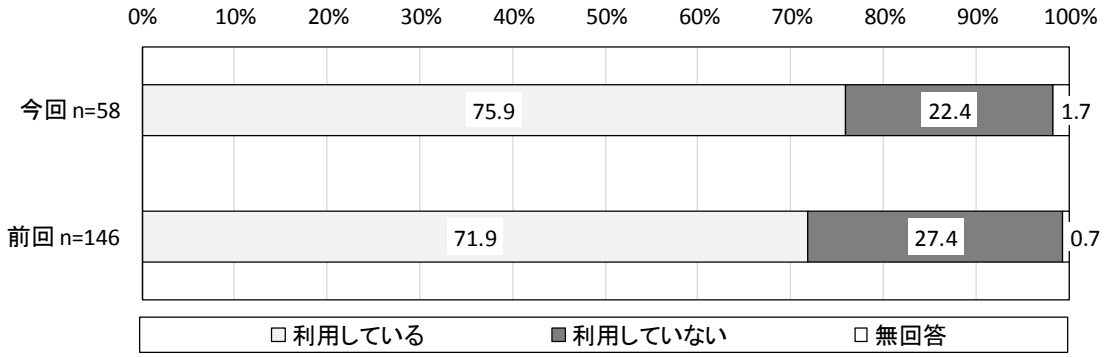

利用している定期的な教育・保育事業については、「認可保育所」が47.7%と最も多く、次いで「幼稚園」が43.2%、「保育園の延長保育」が9.1%となっています。前回調査と比較し、前回なかった「延長保育」が9.1%の回答を示しています。

◆利用している定期的な教育・保育事業

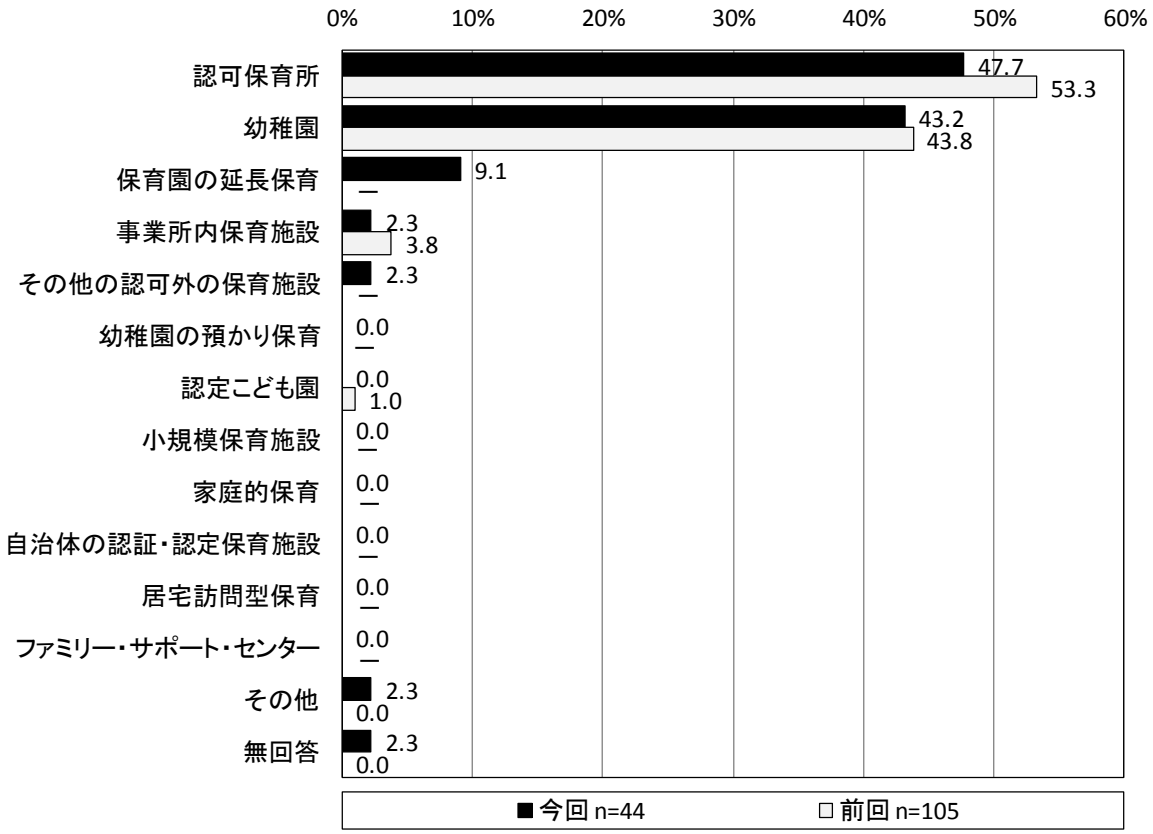

※前回の選択肢にはなく、今回あった選択肢は、「保育園の延長保育」「その他の認可外の保育施設」「幼稚園の預かり保育」「小規模保育施設」「家庭的保育」「自治体の認証・認定保育施設」「居宅訪問型保育」「ファミリー・サポート・センター」

※前回の選択肢の「保育園」は今回の選択肢「認可保育所」としました。

【用語の説明】

※幼稚園の預かり保育：通常の就園に加え、就園時間を延長して預かる事業です。

※認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設です。

※家庭的保育：保育者の家庭等で3歳未満の子どもを、5人以下で保育する事業です。（保育ママ）

※事業所内保育施設：企業が従業員用に運営する施設です。

※ファミリー・サポート・センター：育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員になり、助け合う会員組織です。

利用したい定期的な教育・保育事業については、「幼稚園」が 51.7%と最も多く、「認可保育所」が 44.8%と続いています。その他、「保育園の延長保育」（27.6%）、「幼稚園の預かり保育」（24.1%）、「認定こども園」（15.5%）、「事業所内保育施設」（12.1）%と続き、現在の利用を大きく上回る回答率を示しています。前回調査と比較すると、「認可保育所」の比率が 20.1 ポイント、「事業所内保育施設」の比率が 10.7 ポイント増加し、「ファミリー・サポート・センター」の比率が 12.3 ポイント減少しています。

◆利用したい定期的な教育・保育事業

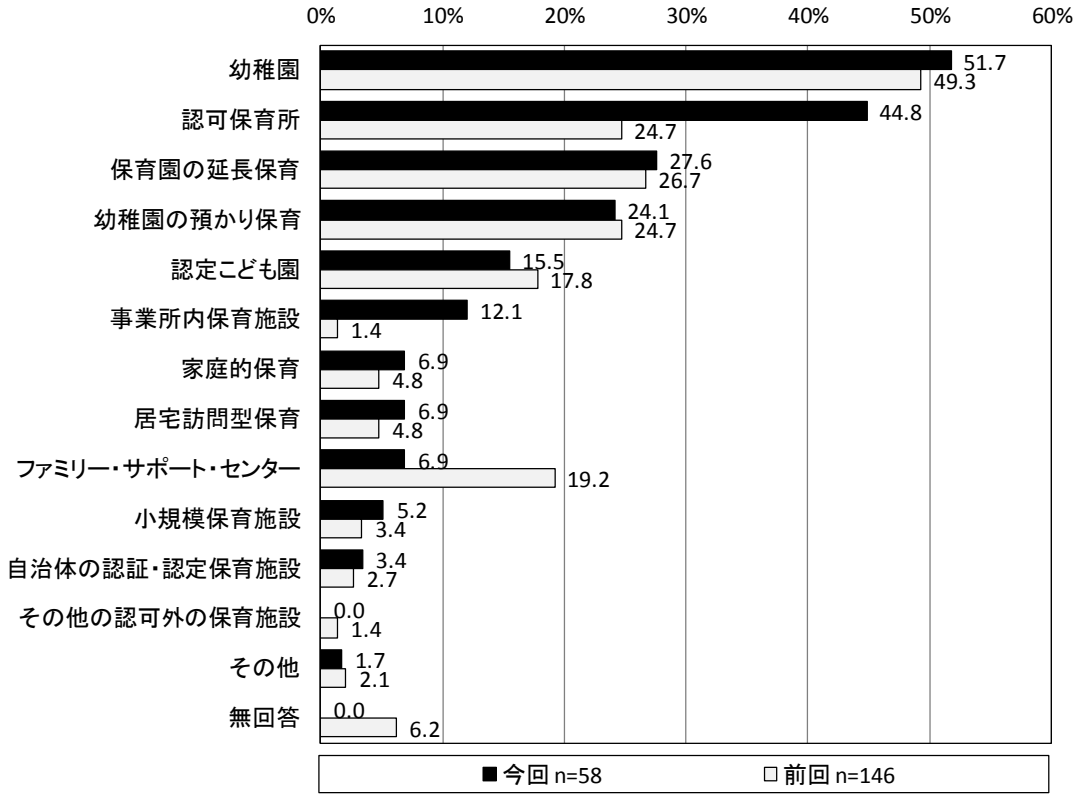

サービスを利用している理由として、「子どもの教育や発達のため」が 84.1%と最も多く、次いで、「子育てをしている方が現在就労している」が 68.2%となっており、前回調査と大きな変化は見られません。

◆事業を利用している理由

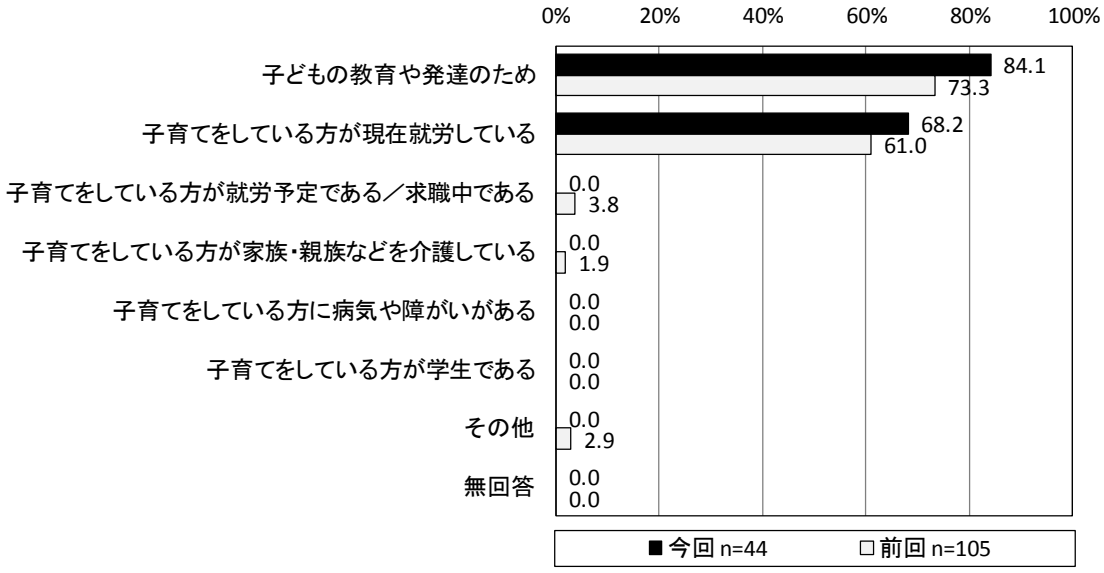

⑤ 地域子育て支援事業の利用状況

ア. 地域子育て支援拠点事業の利用状況、意向

地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「児童館」が 55.2%と最も多く、「育児グループ」が 10.3%となっており、「児童館」と「育児グループ」を合わせると、65.5%になっています。前回調査と比較すると、「児童館」の比率が 16.8 ポイント増加し、「利用していない」の比率が 14.1 ポイント減少しています。

◆地域子育て支援拠点事業の利用状況

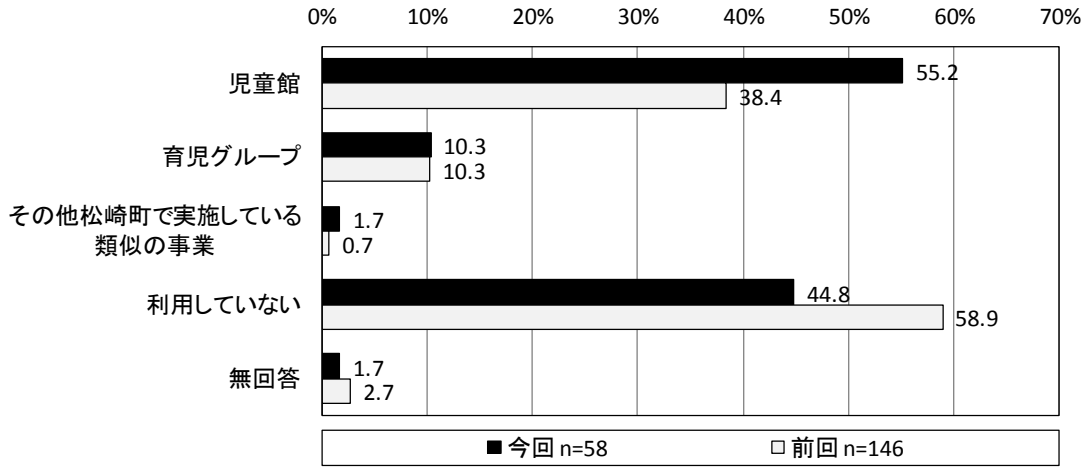

今後の利用意向については、「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」がともに 22.4%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆地域子育て支援拠点事業の利用意向

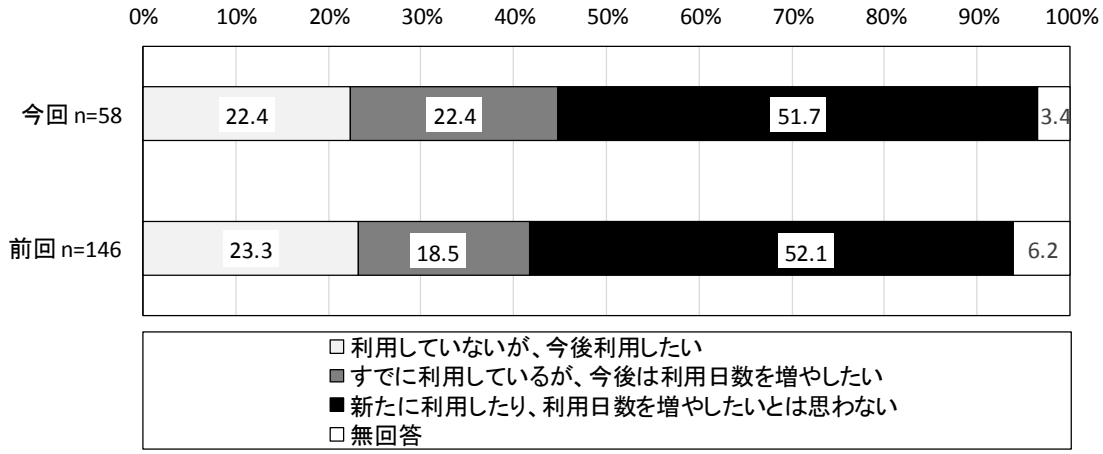

【用語の説明】

※地域子育て支援拠点事業：親子が集まってすごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場で、児童館や育児グループが該当します。

イ. その他の地域子育て支援事業の利用状況

その他の地域子育て支援事業の利用状況については、「利用したことがある」との回答が最も多いのが「乳幼児健診（３か月～３歳児）」で 89.7%を示しており、「児童館」が 82.8%、「歯科健診・歯科フッ素塗布・洗口」が 77.6%と続いています。

◆その他の地域子育て支援事業の利用状況

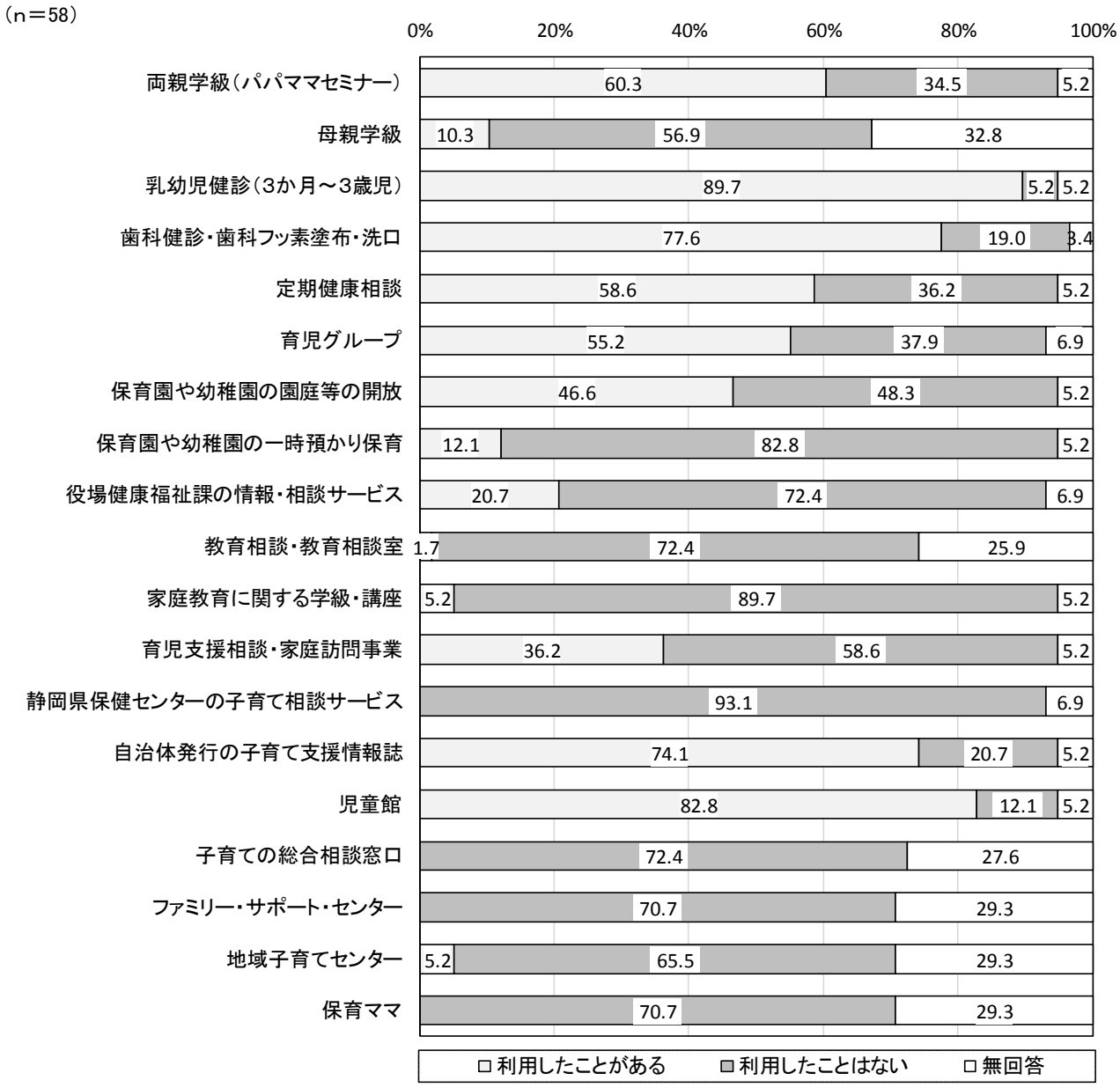

事業の満足度については、ほとんどの事業において『満足』（「４点、５点」を合わせた割合）が半数以上を占めています。

◆その他の地域子育て支援事業の満足度

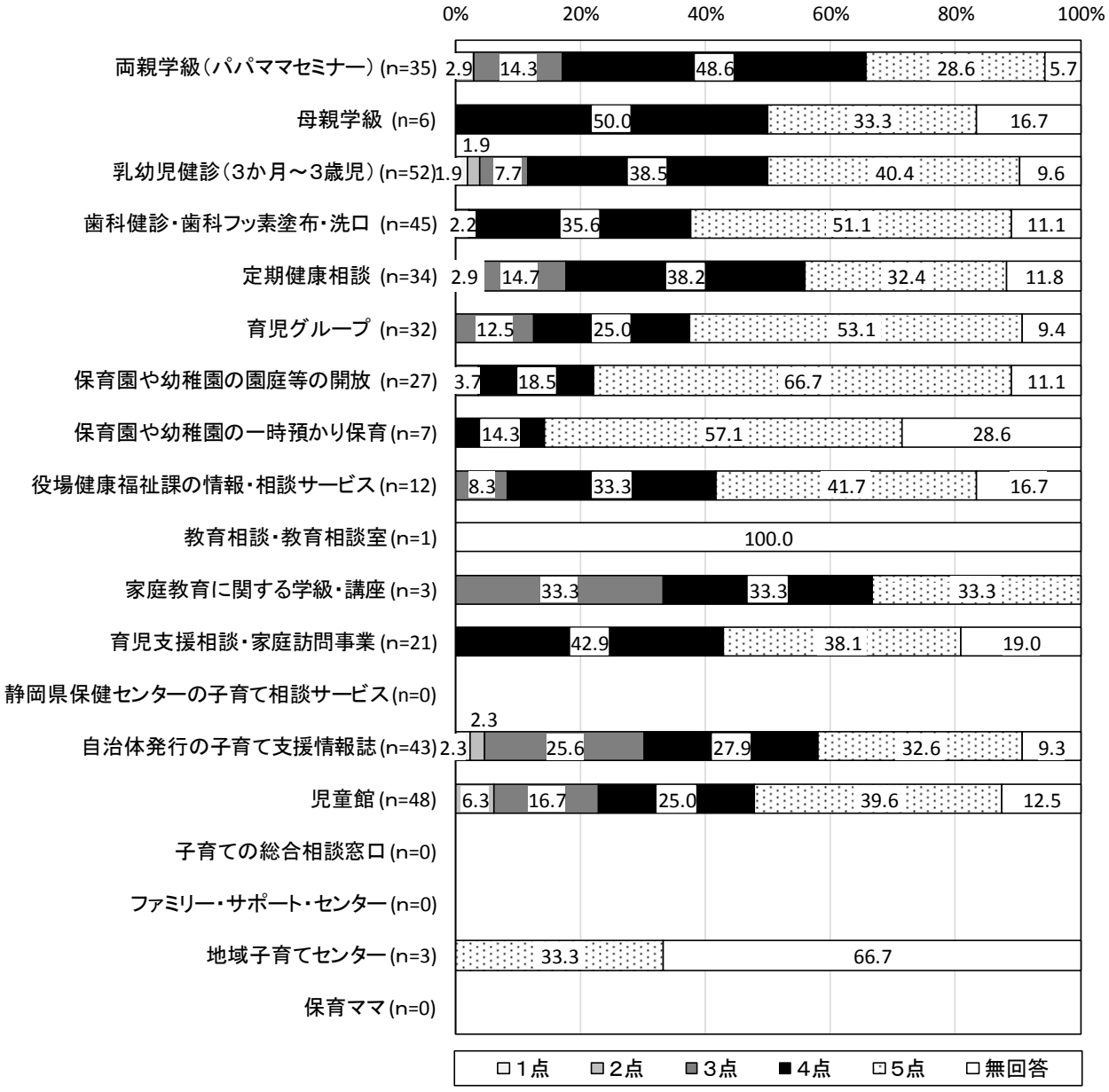

【用語の説明】

※育児グループ：児童館において「育児グループ・すくすく広場」を開催し、相談、情報の提供、子育て親子の交流を図る事業です。

※育児支援相談・家庭訪問事業：保健師により乳幼児家庭の全戸訪問を実施し、情報提供や養育環境の把握を行う事業です。特に養育支援が必要な家庭に対し、指導・助言等、保健師が継続的な支援を行っています。

⑥ 土曜・休日や長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日の幼稚園や保育園などの教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が 50.0%と半数を占め、次いで「月に１～２回は利用したい」が 31.0%、「ほぼ毎週利用したい」が 17.2%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆土曜日の利用希望

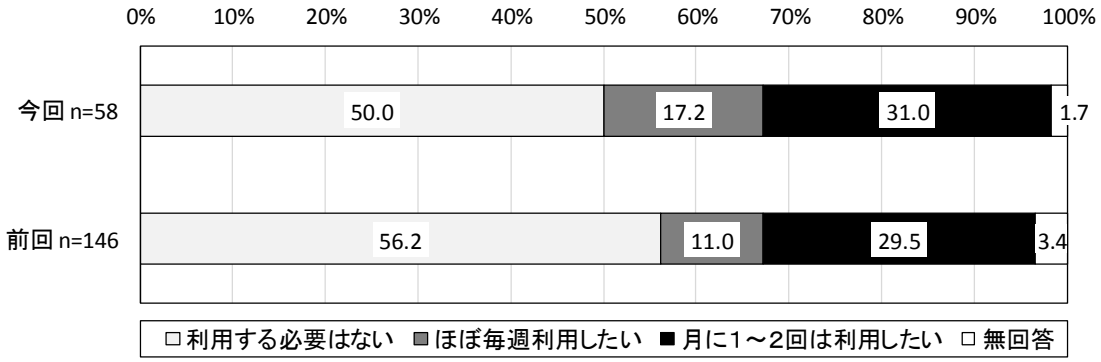

日曜日・祝日の教育・保育事業の利用希望については、「利用する必要はない」が 60.3%と過半数以上を占め、次いで「月に１～２回は利用したい」が 29.3%、「ほぼ毎週利用したい」が 6.9%となっています。前回調査と大きな変化は見られませんが、「月に１～２回は利用したい」の比率が 9.4 ポイント増加し、「利用する必要はない」の比率が 12.3 ポイント減少しています。

◆日曜日・祝日の利用希望

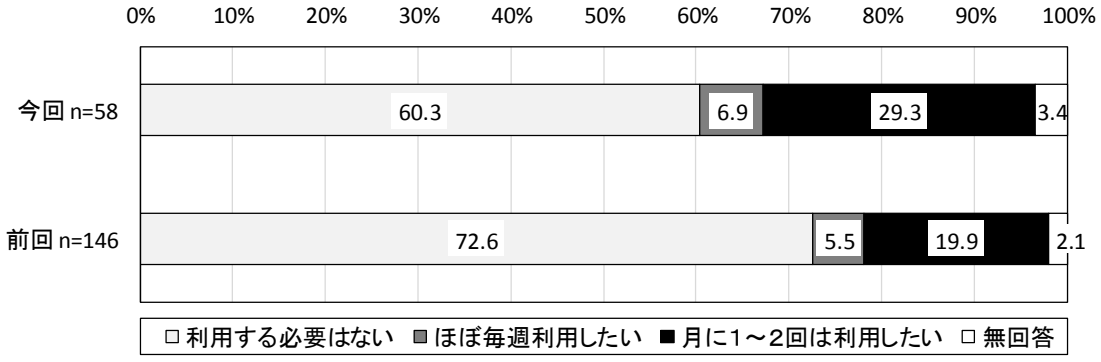

夏休み・冬休みなどの長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望については、「休みの期間中、週に数日利用したい」が 42.1%と最も多く、「利用する必要はない」が 36.8%、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が 21.1%となっています。前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆夏休み・冬休みなどの長期休暇中の利用希望

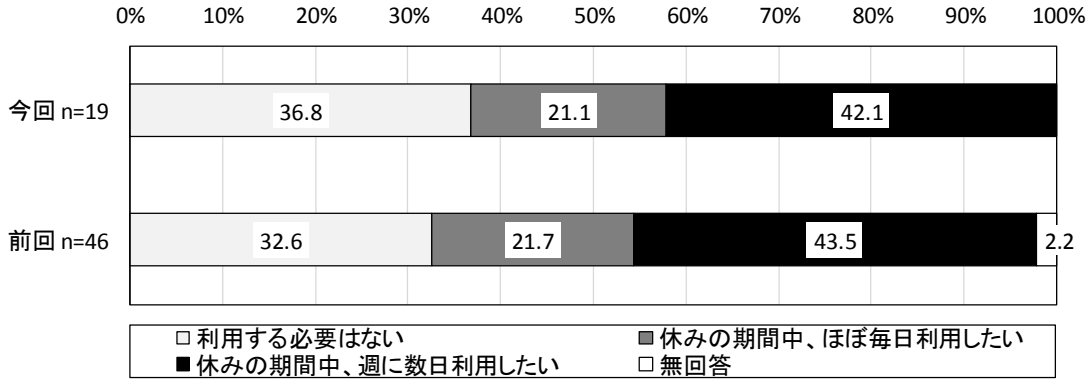

毎週ではなくたまに利用したい理由については、「月に数回仕事が入るため」が 63.6%と半数以上を占め、次いで、「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」が 45.5%となっています。前回調査と比較すると、「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」の比率が 20.5 ポイント、「保護者自身のリフレッシュのため」の比率が 19.1 ポイント増加しています。

◆たまに利用したい理由

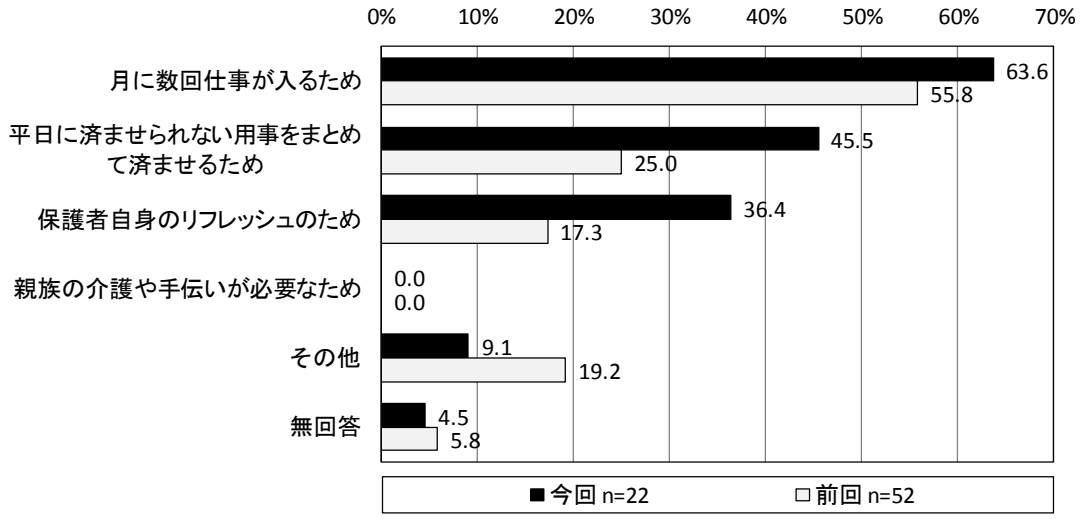

⑦ お子さんの病気の際の対応

この１年間に、病気やケガで普段利用している教育・保育事業を利用できなかったかについては、「あった」が 61.4%、「なかった」が 31.8%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆定期的な教育・保育事業を利用できなかったことの有無

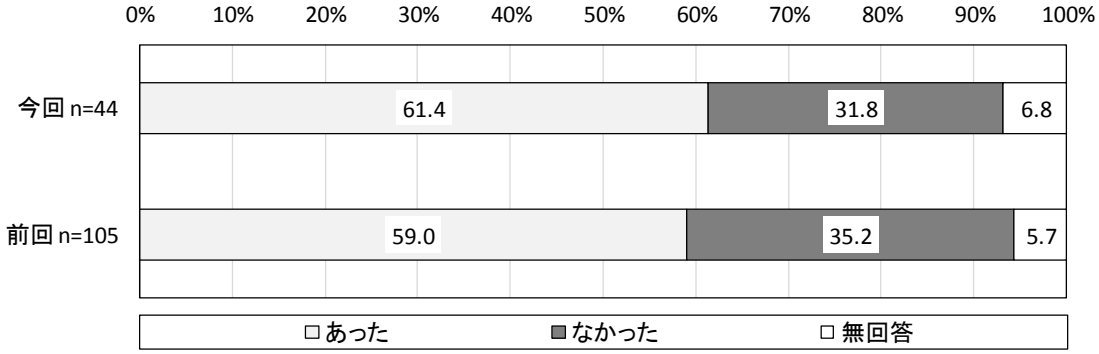

またその際、病児・病後児のための保育施設等の利用意向については、「できれば利用したい」が 47.4%、「利用したいとは思わない」が 52.6%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆病児・病後児のための保育施設等の利用意向

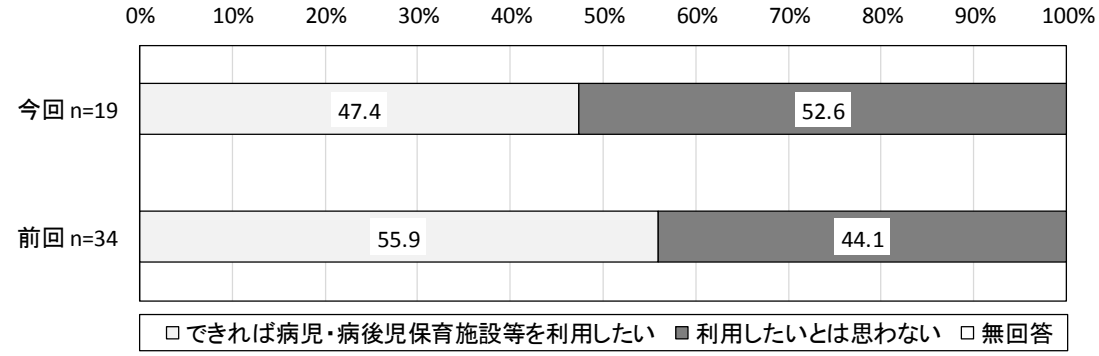

通常の事業が利用出来なかった場合の対処方法は、「母親が休んだ」が 70.4%と最も多く、「親族・知人に子どもをみてもらった」が 40.7%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が 22.2%と続いています。前回調査と比較すると、「母親が休んだ」の比率が 15.6 ポイント、「父親が休んだ」の比率が 15.3 ポイント、「親族・知人に子どもをみてもらった」の比率が 14.9 ポイント増加し、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」の比率が 8.4 ポイント減少しています。

◆通常の事業が利用出来なかった場合の対処法

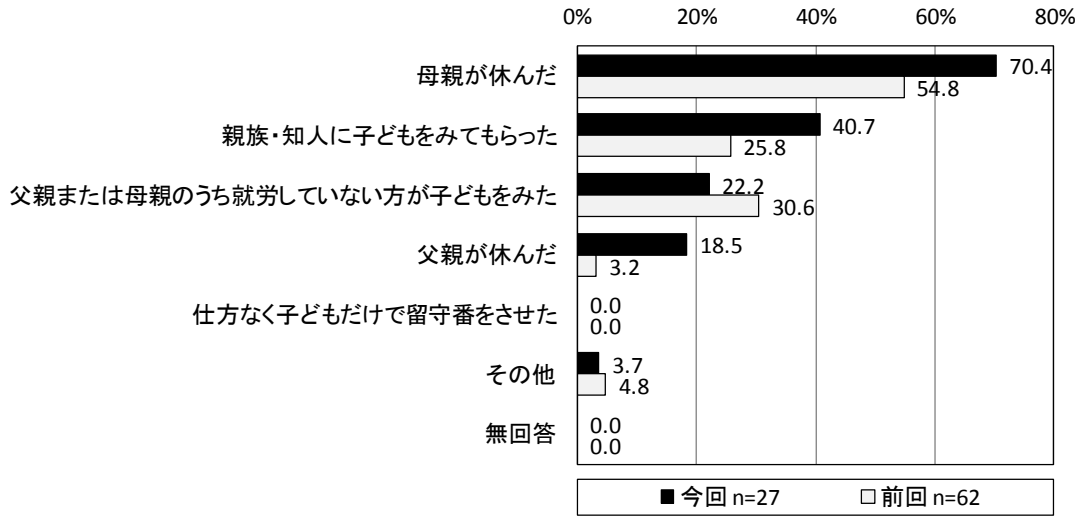

子どもを預ける場合の事業形態の希望については、「幼稚園・保育園等に併設した施設で子どもを保育」、「小児科に併設した施設で子どもを保育」がともに 66.7%と最も多く、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆子どもを預ける場合の事業形態の希望

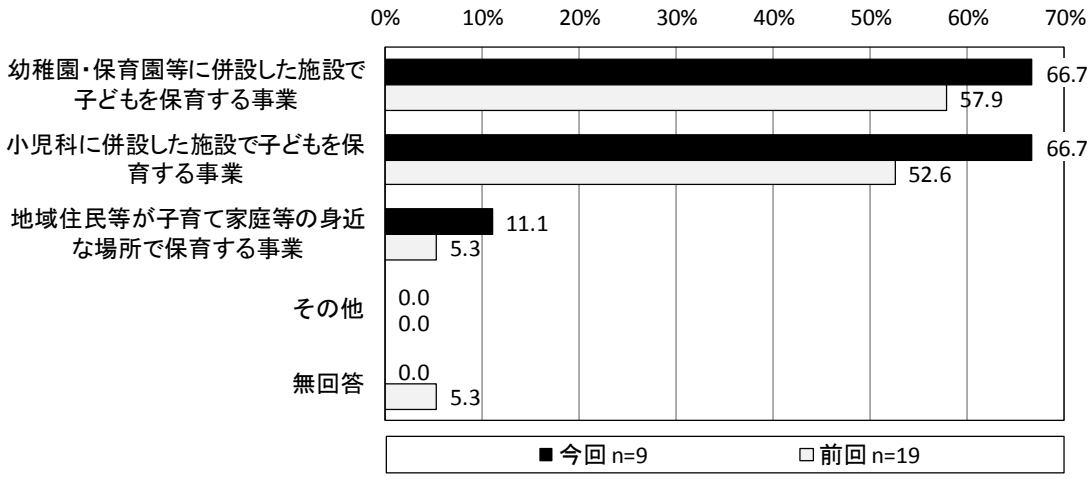

また、利用したいと思わない理由については、「親が仕事を休んで対応する」が 70.0%と最も多く、次いで「病児・病後児を他人にみてもらうのは不安」が 60.0%となっています。前回調査と比較すると、「その他」の比率が 16.7 ポイント、「病児・病後児保育の質に不安がある」及び「利用料がかかる・高い」の比率がそれぞれ 13.3 ポイント増加しています。

◆利用したいと思わない理由

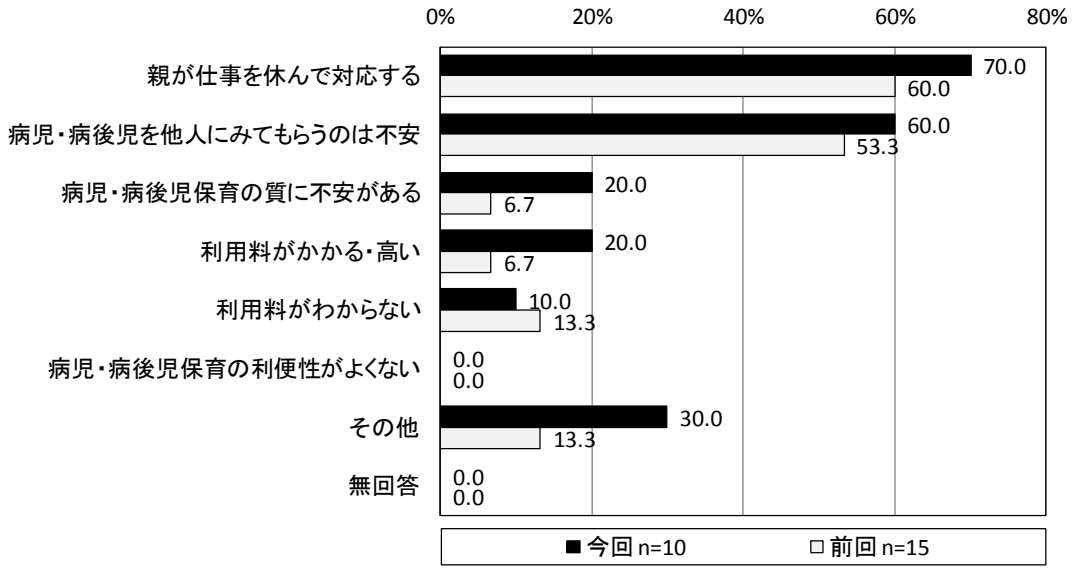

⑧ 不定期の教育・保育事業の利用、宿泊を伴う一時預かり等の利用

この１年間の、私用、親の通院、不定期の就労などが目的の一時預かり等の利用状況については、「利用していない」が 86.2%と最も多く、「一時預かり」が 8.6%、「その他」が 1.7%と、わずかになっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆不定期に利用した事業

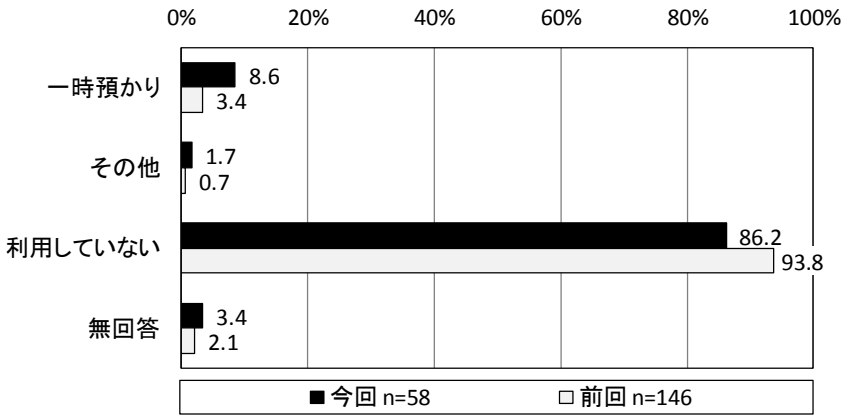

一時預かり等の利用意向については、そのようなサービス事業を「利用したい」が 36.2%、「利用する必要はない」が 55.2%となっており、前回調査と大きな変化は見られません。

◆一時預かり等の利用意向

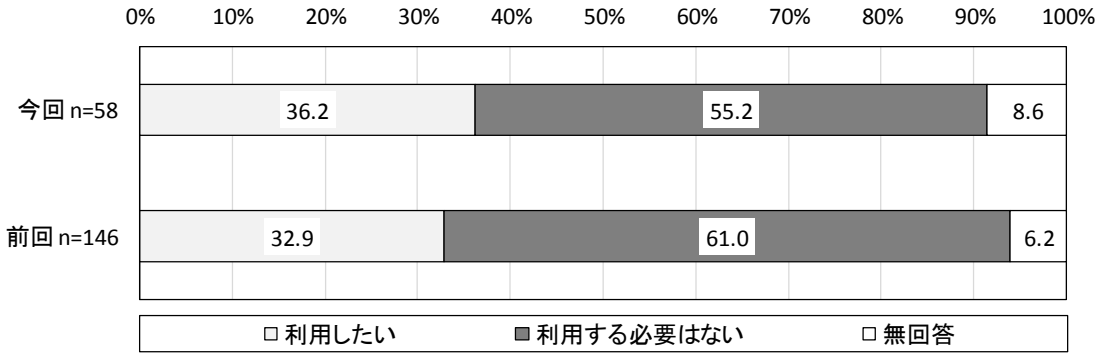

利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が 70.0%と最も多く、次いで「利用したい事業が地域にない」が 22.0%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆利用していない理由

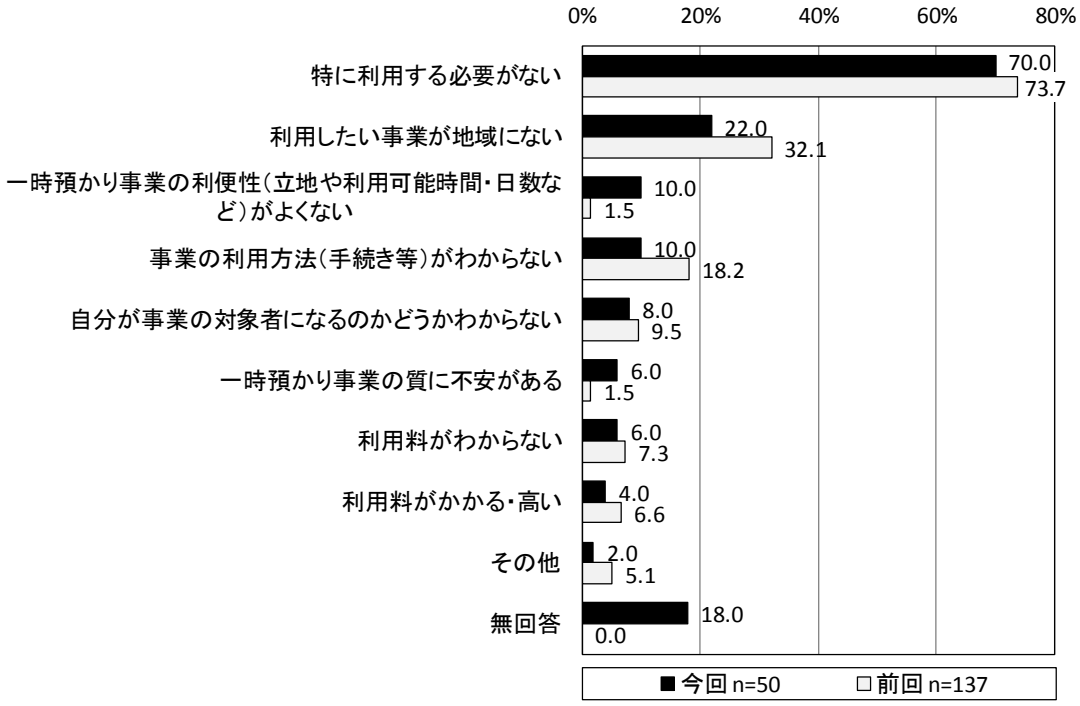

利用する必要があると思う目的については、「私用、リフレッシュ目的」が 47.6%と最も多く、次いで「不定期の就労」が 42.9%となっています。前回調査と比較すると、「不定期の就労」の比率が 13.7 ポイント増加し、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」の比率が 16.1 ポイント減少しています。

◆利用する必要があると思う目的

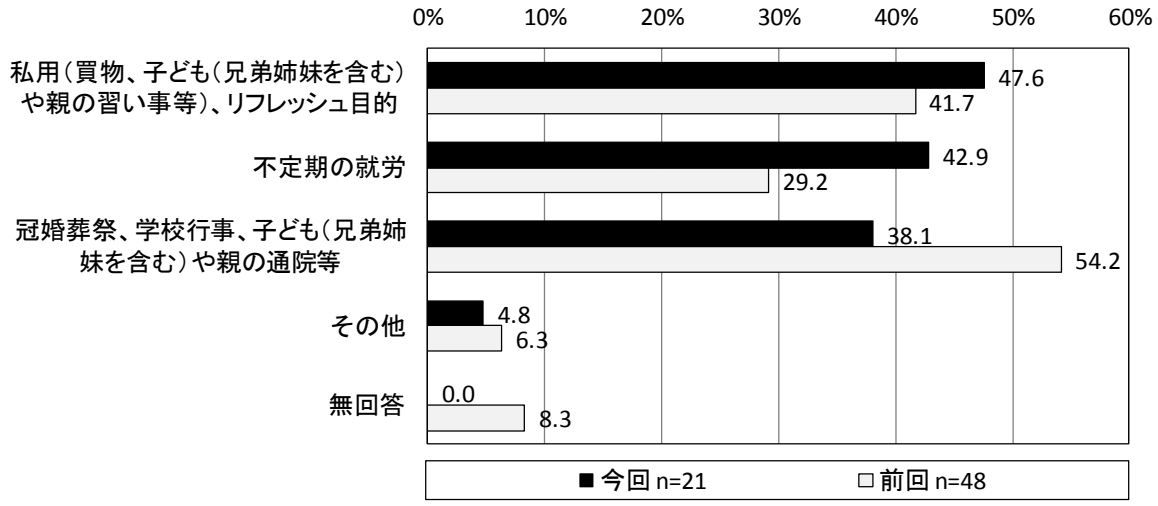

望ましい事業形態については、「大規模施設で子どもを保育する」が 95.2%と最も多く、次いで「小規模施設で子どもを保育する」が 42.9%となっており、前回調査と比較すると、「大規模施設で子どもを保育する」の比率が 26.4 ポイント、「小規模施設で子どもを保育する」の比率が 11.6 ポイント増加しています。

◆望ましい事業形態

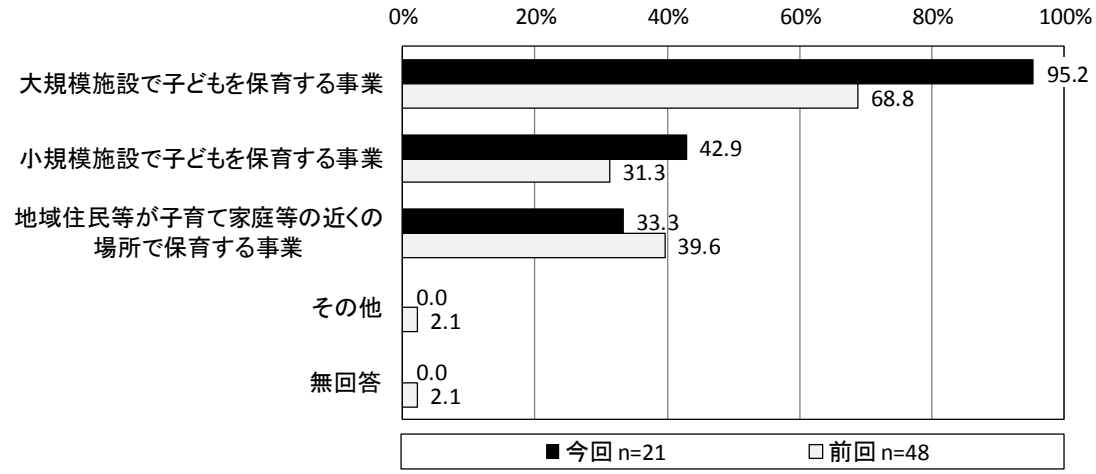

保護者の用事により、泊まりがけで家族以外にみてもらう必要があった場合の対処方法については、「親族・知人にみてもらった」が 81.8%と最も多く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」が 36.4%となっており、前回調査と大きな変化は見られません。

◆泊まりがけで家族以外にみてもらう必要があった場合の対処方法

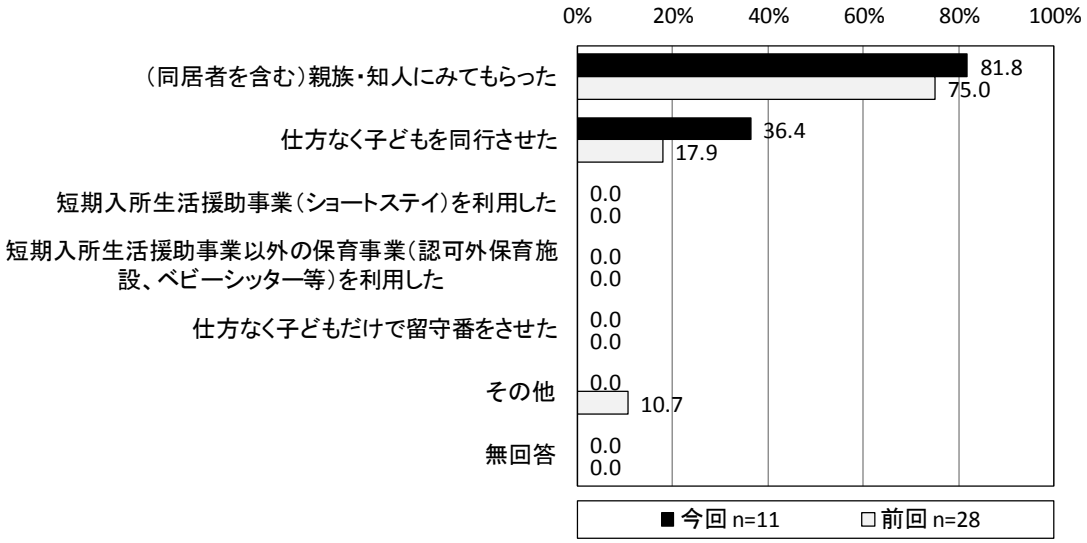

⑨ 放課後の過ごし方

放課後、低学年（１～３年生）に過ごさせたい場所は、「自宅」が 56.9%と最も多く、「まつぼっくりクラブ（放課後児童クラブ）」が 48.3%、「習い事」が 34.5%と続いています。前回調査と比較すると、「まつぼっくりクラブ（放課後児童クラブ）」の比率が 20.9 ポイント増加し、「自宅」の比率が 17.8 ポイント減少しています。

◆放課後の過ごし方

【低学年】

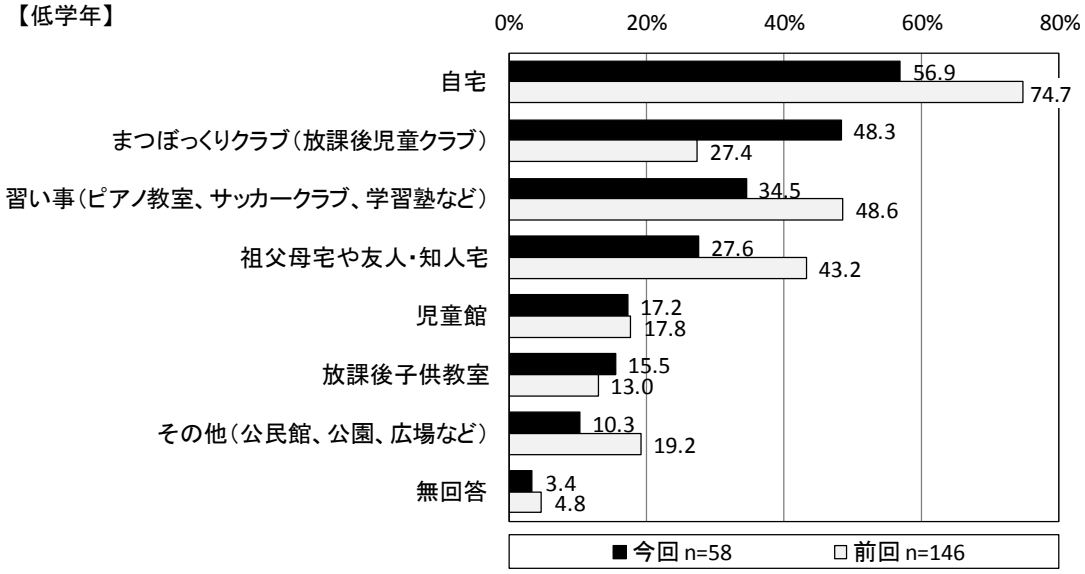

放課後、高学年（４～６年生）に過ごさせたい場所は、「自宅」が 72.4%と最も多く、「習い事」が 53.4%、「祖父母宅や友人・知人宅」が 34.5%と続いています。前回調査と比較すると、「まつぼっくりクラブ（放課後児童クラブ）」の比率が 8.4 ポイント増加し、「習い事」の比率が 13.7 ポイント減少しています。

【高学年】

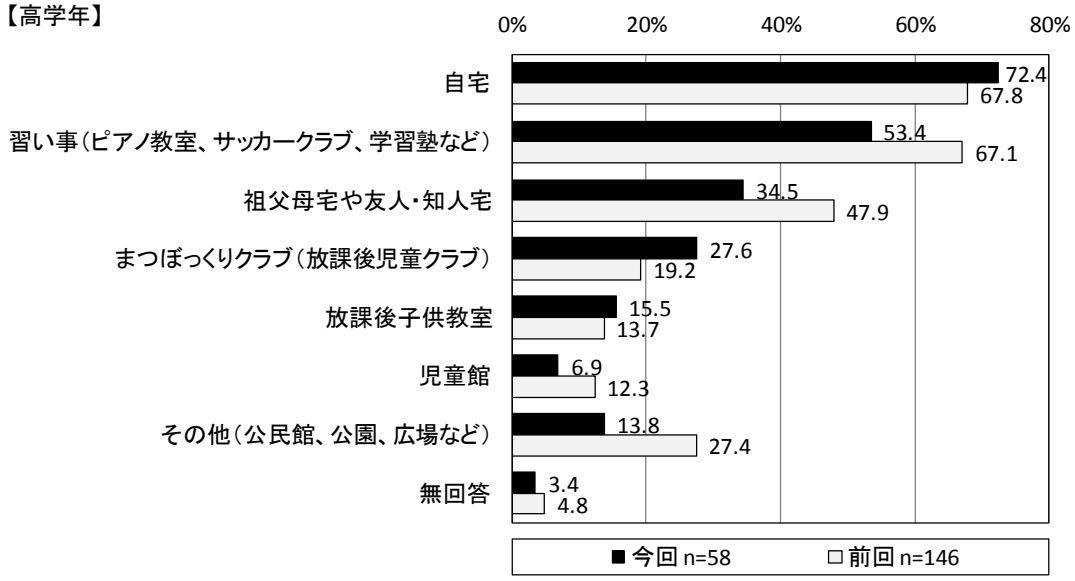

土曜日の放課後児童クラブの利用希望については、「低学年の間は利用したい」が 37.9%、「利用する必要はない」が 37.9%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆土曜日の放課後児童クラブの利用希望

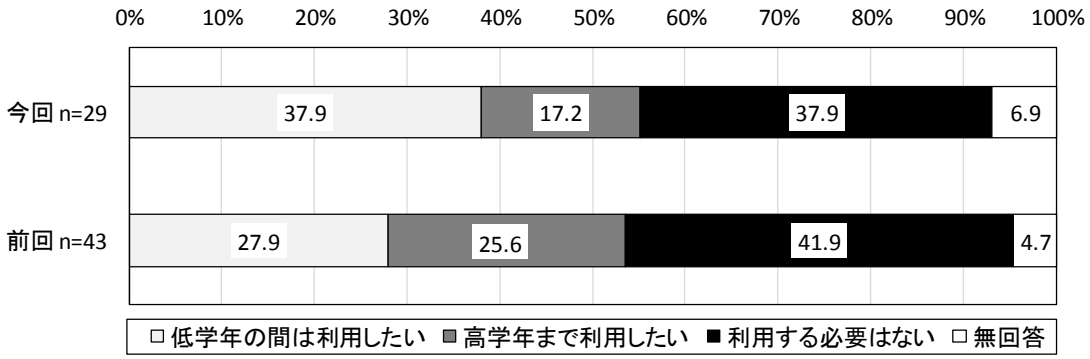

日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望については、「利用する必要はない」が 44.8%と最も多く、次いで、「低学年の間は利用したい」が 27.6%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望

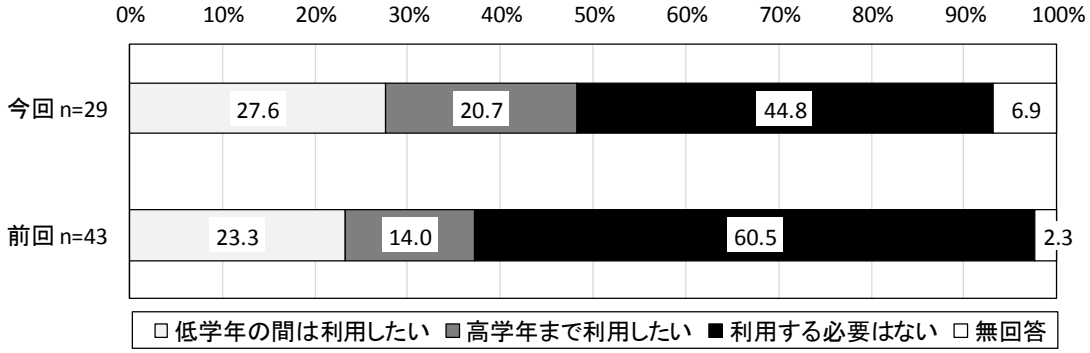

⑩ 職場の両立支援制度の利用

母親の育児休業の取得については、「働いていなかった」が 41.4%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が 37.9%、「取得していない」が 19.0%となっており、前回調査と概ね同様の傾向となっています。

◆育児休業の取得状況

【母親】

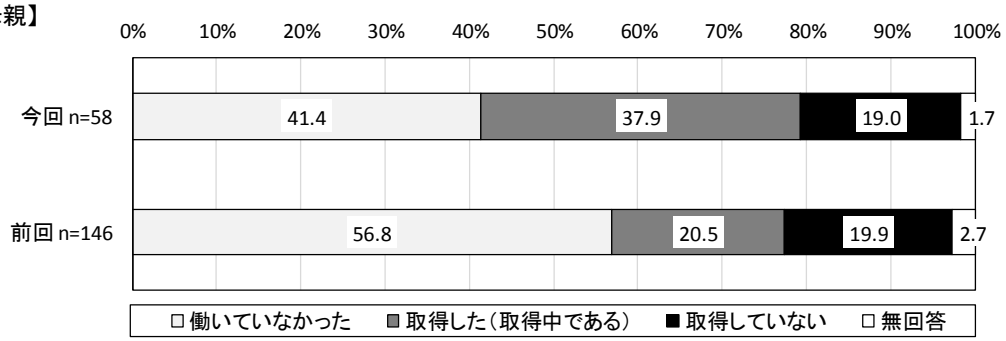

父親の育児休業の取得については、「取得していない」が 88.9%と大多数を占め、その他は、いずれもわずかの回答率となっており、前回調査と大きな変化は見られません。

【父親】

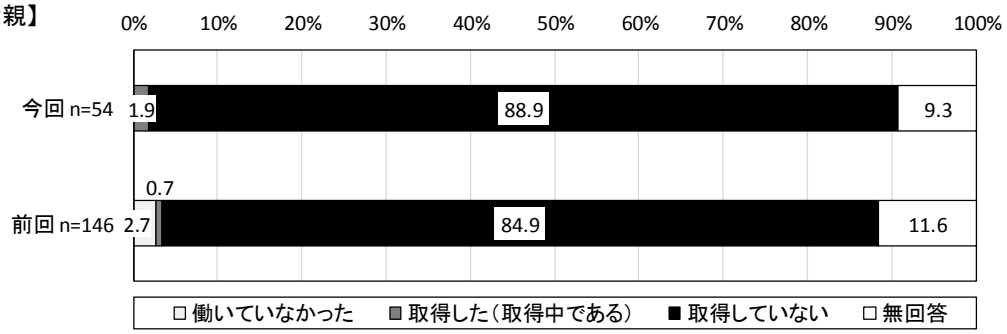

育児休業給付、健康保険・厚生年金保険の保険料免除の制度についての認知状況については、「いずれも知らなかった」が 36.2%、次いで、「いずれも知っていた」が 31.0%、「育児休業給付のみ知っていた」が 27.6%となっています。前回調査と比較すると、「いずれも知っていた」の比率が 15.2 ポイント増加し、認知が進んでいることがうかがわれます。

◆育児休業給付、健康保険・厚生年金保険の保険料免除の認知状況

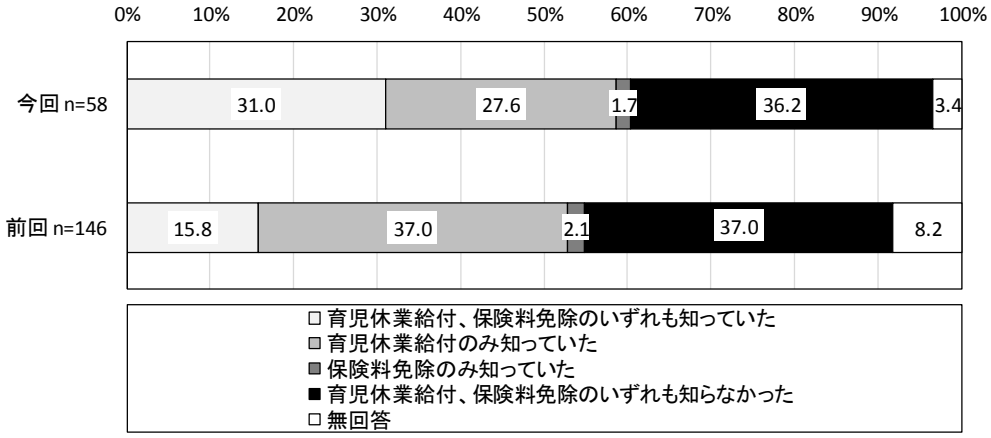

3. 子ども・子育て支援事業の現状

（１）保育所（園）の状況

① 保育所（園）の概要

本町には現在、私立の聖和保育園が１園あります。そのサービス概要は以下のとおりです。

保育の対象年齢は０歳児からとなっており、定員については 80 人です。

保育時間については、通常保育が午前８時から午後４時になっており、午前７時 30 分から８時、午後４時から５時３０分まで時間外保育、午後５時３０分から６時３０分まで延長保育を行っています。また、一時預かり保育を行っています。

◆保育所（園）の概要

施設名	公・私	対象年齢	定員（人）	保育時間	延長保育	一時預かり
聖和保育園	私立	0歳児から	80	○通常保育 8:00～16:00 ○時間外保育 7:30～8:00 16:00～17:30	17:30～18:30	あり

資料：松崎町調べ

② 園児数の推移

令和元年５月１日現在、本町の保育園の入所園児数は 70 人になっています。定員 80 人を若干下回る入所数（入所率 87.5%）になっています。平成 26 年以降の６年間の推移を見ると、平成 26 年の 85 人から年度により増減がありますが、この５年間で 15 人減少しました。

◆園児数の推移

項　目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	定員	入所率	6年間の増減
聖和保育園	実数（人）	85	80	75	70	71	70	80	87.5%	−15
対前年度増減数	実数（人）		−5	−5	−5	1	−1			

資料：松崎町調べ

◆総園児数の推移

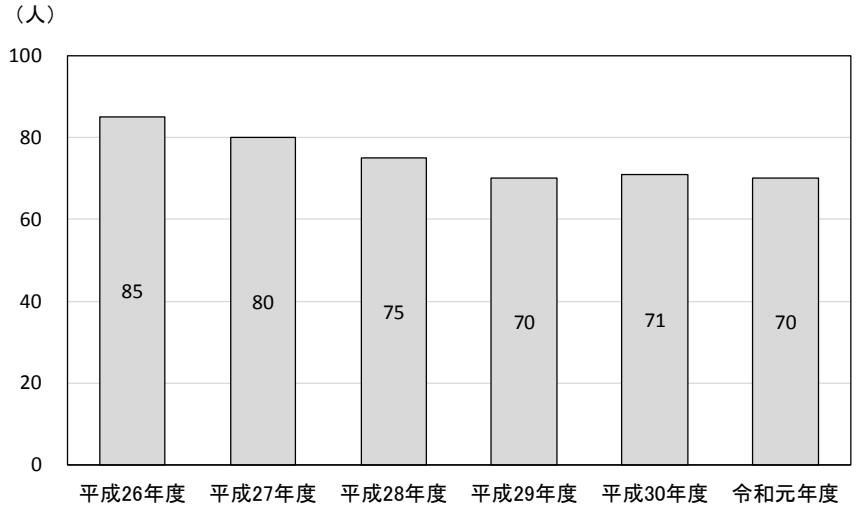

（２）幼稚園の状況

① 幼稚園の概要

本町には現在、町立の松崎町幼稚園があり、令和２年度の募集概要は以下の通りです。

◆対象児

平成 26 年４月２日から平成 29 年４月１日までに生まれた幼児（３歳児、４歳児、５歳児）

◆教育時間・学年期

１日　午前８時 15 分から午後２時 30 分まで

◆休業日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

日曜日及び土曜日

学年始、夏季、冬季及び学年末休業日として園長が定める期間

◆その他

預かり保育サービス　なし　　一時預かり保育サービス　なし　　園バス　あり

② 園児数の推移

令和元年５月１日現在、本町の幼稚園の園児数合計は 36 人になっています。定員 90 人を大幅に下回る入園数（入園率 40.0%）になっています。園児数の推移をみると、平成 26 年度は４４人でしたが、その後減少が続き、この６年間で８人減少しています。

園児数の減少とともに、平成 28 年度まで中川園と岩科園で運営していましたが、その後岩科園に統合し、現在は松崎幼稚園１園になっています。

◆園児数の推移

項　目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	定員	入園率	6年間の増減
合　計	実数（人）	44	48	45	46	34	36	90	40.0%	−8
対前年度増減数	実数（人）		4	−3	1	−12	2			

資料：松崎町調べ

◆総園児数の推移

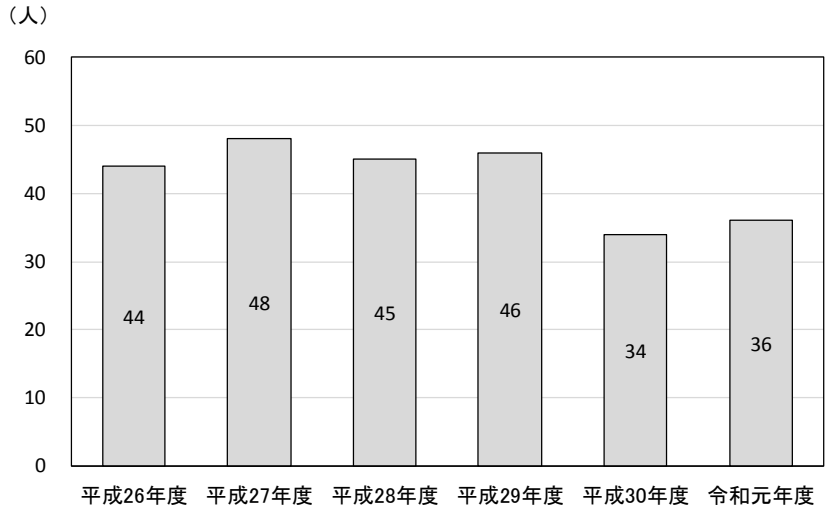

③ 園児の年齢構成

平成 30 年5月1日現在、園児の年齢構成をみると、最も多いのが 4 歳児、5歳児で、それぞれ 14 人、3歳児が6人の構成になっています。

◆園児の年齢構成

項　目	単位	3歳児	4歳児	5歳児	合計
松崎幼稚園	実数（人）	6	14	14	34
合　計	実数（人）	6	14	14	34
	構成比（%）	17.6	41.2	41.2	100.0

資料：松崎町調べ

◆園児の年齢構成

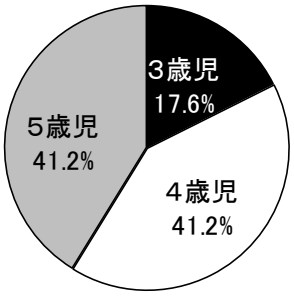

（3）児童館の状況

現在、本町には松崎町立児童館があり、健康を増進し、心身を豊かにすることを目的として設置され、平成 30 年度の年間利用延べ人数は 8,710 人となっています。

平成 26 年度からの5年間の利用延べ人数の推移を見ると、平成 26 年度の 11,548 人から平成 30 年度では 8,710 人となっており、この 5 年間で 2,838 人減少しています。

◆児童館の概要

項　目	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	5年間の増減
年間利用延べ人数	実数（人）	11,548	11,016	10,259	9,695	8,710	−2,838
対前年度増減数	実数（人）		−532	−757	−564	−985	

資料：松崎町調べ

（4）放課後児童クラブ（まつぼっくりクラブ）

小学校下校後、保護者と一緒に過ごすことのできない児童のために、遊び場や生活の場を提供する放課後児童クラブ（まつぼっくりクラブ）を、児童館を利用して開催しています。小学生1年生から6年生まで全学年を対象に行っており、平成 30 年度の年間利用数（人日/年）は、16 人日/年になっています。

平成 27 年度以降の利用数の推移をみると、増加傾向にあります。

利用数を低学年、高学年別にみると、低学年の利用が圧倒的に多くなっており、平成 30 年度は低学年が 15 人/年、高学年が 1 人/年の構成になっています。

◆放課後児童クラブ（まつぼっくりクラブ）利用数の推移

項　目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	4年間の増減
低学年利用数	人/年	8	10	21	15	7
高学年利用数	人/年	2	4	1	1	−1
合　計	人/年	10	14	22	16	6
対前年度増減数	人/年		4	8	−6	

資料：松崎町調べ

（５）育児グループ活動の状況

本町では児童館の事業として、イベントを通して子育て親子の交流をする育児グループの活動を行っています。

（６）一時預かり事業の状況

保護者の労働、傷病、冠婚葬祭などの理由により、保育が困難になった乳幼児に対し、一時的に預かり保育を行う事業で、本町では児童館で実施しています。

平成 30 年度の年間利用人日数は 117 人日/年であり、平成 27 年からの４年間で 103 人日/年と大幅に増加しています。特に、平成 27 年度から平成 28 年度の間に大幅な増加をしました。

◆一時預かりの推移

項　目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	4年間の増減
年間利用人日数	人日/年	14	126	227	117	103
対前年度増減数	人日/年		112	101	−110	

資料：松崎町調べ

（７）乳児家庭訪問

新生児のいる全家庭を訪問し、相談・助言の支援を行っています。平成 30 年度には 27 人/年の家庭を訪問しています。新生児の減少とともに、平成 27 年度から平成 30 年度の４年間で５人減少しています。

◆訪問数の推移

項　目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	4年間の増減
新生児訪問（対象者）	人/年	32	28	25	27	−5
対前年度増減数	人/年		−4	−3	2	

資料：松崎町調べ

（8）妊婦健康診査助成事業

安全・安心な出産を迎えるため、妊婦の定期的な健康診査を勧奨し、その費用を助成しています。平成 30 年度の受診者は 35 人/年でした。平成 27 年度以降減少が続いており、この４年間で 22 人減少しました。

◆受診数の推移

項　目	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	4年間の増減
受診者数	人/年	57	40	36	35	−22
対前年度増減数	人/年		−17	−4	−1	

資料：松崎町調べ

（9）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その家庭を訪問し、養育に対する指導・助言などを行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。本町では、乳児家庭訪問で特に支援が必要な家庭に対し、保健師が継続的な支援を行っています。

平成 30 年度の訪問家庭数は７件/年になっています。平成 27 年度は０件/年でしたが、その後大幅な増加傾向となっています。

◆訪問家庭数の推移

項　目	単位	平成27年度	平成28年	平成29年度	平成30年度	4年間の増減
訪問家庭数	件/年	0	4	5	7	7
対前年度増減数	件/年		4	1	2	

資料：松崎町調べ

（10）その他の母子保健事業

本町ではその他、次のような健康診査、相談事業等、様々な母子保健事業を行っています。

◆乳児健康診査（４か月健診、10 か月健診）
◆幼児健康診査（１歳６か月健診、３歳児健診）
◆虫歯予防、２歳児歯科相談
◆生活リズム
◆パパママセミナー
◆お誕生相談
◆離乳食講習会
◆一次療育教室（すこやかキッズ）
◆幼児発達精密検査
◆不妊治療医療費助成
◆母子手帳交付
◆未熟児養育医療費助成

4. 将来人口の推計

（１）総人口の推計

本町の総人口は平成 30 年 10 月１日現在（静岡県市町村別推計人口）、6,367 人になっています。本町のこれまでの推移から、将来の人口を推計すると、令和７年に 5,578 人、令和 12 年に 5,075 人、令和 17 年には 4,577 人と、5,000 を割るものと予想されます。

年齢３階級別人口をみると、令和 17 年には年少人口は 340 人（０～14 歳、全体に占める構成比 7.4%）、生産年齢人口は 1,992 人（15～64 歳、同 43.5%）、老年人口（65 歳以上、同 49.0%）になると予想されます。

◆総人口の推計

区　　分	項　目	単位	平成17年 2005年	平成22年 2010年	平成27年 2015年	令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年
総人口	実数	人	8,104	7,643	6,834	6,107	5,578	5,075	4,577
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口（0～14歳）	実数	人	927	831	627	512	431	380	340
	構成比	%	11.4	10.9	9.2	8.4	7.7	7.5	7.4
生産年齢人口（15～64歳）	実数	人	4,450	3,971	3,258	2,761	2,470	2,239	1,992
	構成比	%	54.9	52.0	47.7	45.2	44.3	44.1	43.5
老年人口（65歳以上）	実数	人	2,727	2,841	2,949	2,834	2,677	2,456	2,245
	構成比	%	33.7	37.2	43.2	46.4	48.0	48.4	49.0

資料：平成 17 年、22 年、27 年は国勢調査

◆総人口の推計

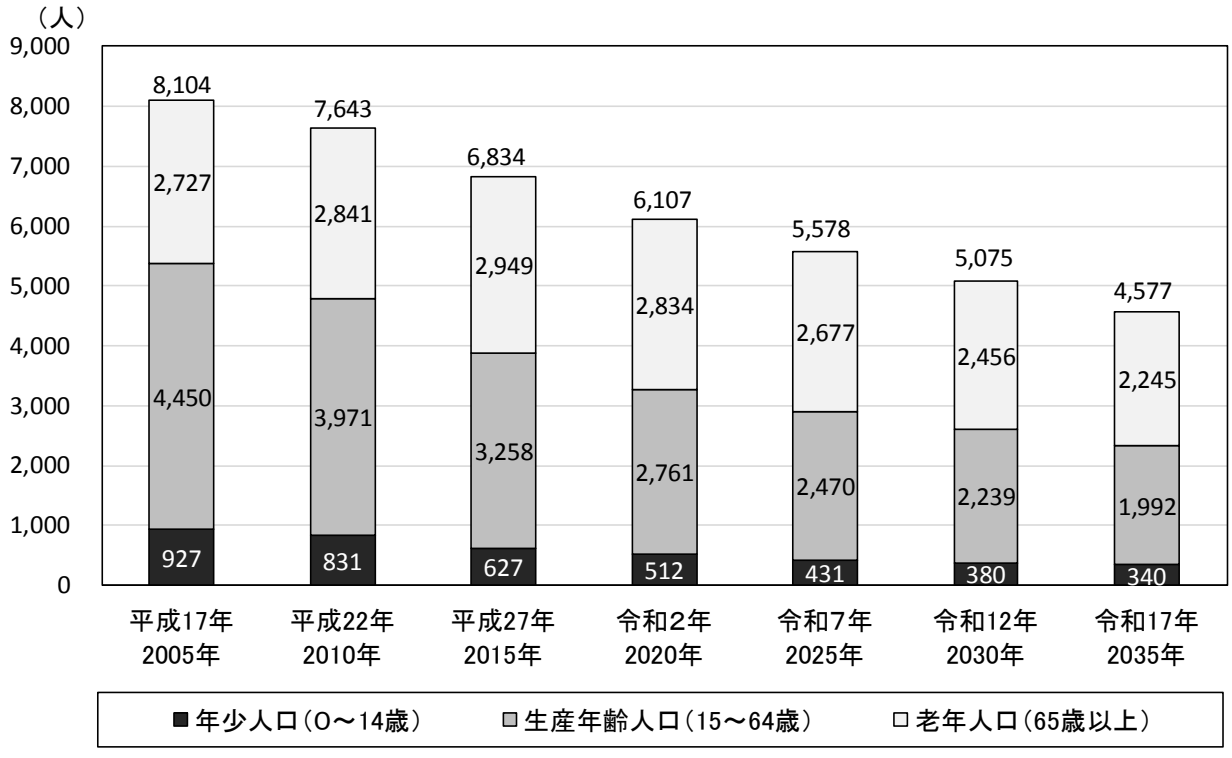

（２）児童人口の推計

本町の総児童人口（18 歳未満）は令和元年 10 月１日現在（静岡県市町村別推計人口より推計）631 人と推計されます。年齢別にみると、乳幼児人口（０～５歳）が 175 人（全体に占める構成比 27.7%）、小学生人口（６～11 歳）が 216 人（同　34.2%）、中高生人口（12～17 歳）が 240 人（同　38.0%）の構成になってます。

本計画の最終年度の令和６年度について総人口の推計をもとに、総児童人口は 539 人と推計されます。さらに年齢別に推計すると、乳幼児人口が 151 人（同　28.0%）、小学生人口が 187 人（同　34.7%）、中高生人口が 201 人（同　37.3%）になると予想されます。

◆児童人口の推計

区　分	項　目	単位	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年	令和元年 2019年	令和2年 2020年	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年
児童人口	実数	人	828	782	724	684	631	619	600	580	560	539
	構成比	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
乳幼児人口（0～5歳）	実数	人	203	191	176	163	175	171	167	162	157	151
	構成比	%	24.5	24.4	24.3	23.8	27.7	27.6	27.8	27.9	28.0	28.0
小学生人口（6～11歳）	実数	人	248	242	226	221	216	212	206	200	193	187
	構成比	%	30.0	30.9	31.2	32.3	34.2	34.2	34.3	34.5	34.5	34.7
中高生人口（12～17歳）	実数	人	377	349	322	300	240	236	227	218	210	201
	構成比	%	45.5	44.6	44.5	43.9	38.0	38.1	37.8	37.6	37.5	37.3

資料：平成 27 年は国勢調査、平成 28～30 年は静岡県市町村別推計人口

◆児童人口の推計

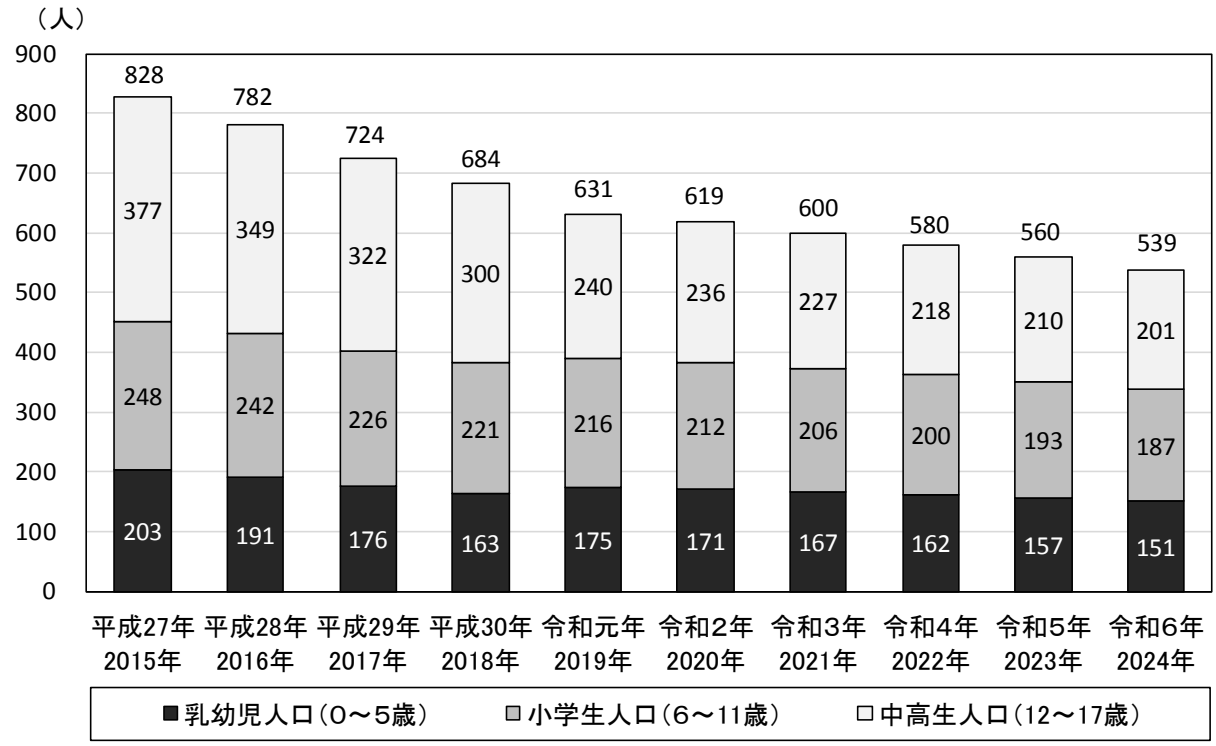

5. 第１期計画の進捗評価

第１期計画に盛り込まれた施策、事業について、各基本目標別に進捗状況を評価しました。進捗率を80～100%をＡランク、60～79%をＢランク、40～59%をＣランク、20～39%をＤランク、０～19%をＥランクと区分し、分類すると次のように整理されました。

基本目標１：子育て家庭を支援するための環境づくり

事業番号	事　　業　　名	進捗評価
（１）子育て支援サービスの充実		
１	子育て相談体制の拡充	Ｃ
２	つどいの広場事業の実施（児童館での子育てサークル）	Ｂ
（２）保育サービスの充実		
３	一時預かり事業	Ｂ
４	放課後健全育成事業の充実	Ｂ
５	休日保育	Ｅ
（３）子育て支援ネットワークづくり		
６	子育て情報ネットワークの確立	Ｂ
（４）公的助成制度の充実		
７－１	子ども手当（児童手当）制度などの充実	Ｂ
７－２	出産準備支援祝い品・出産祝い金支給制度の充実	Ａ
８	医療費公費負担制度の充実	Ｂ
９	保育料負担の軽減	Ｂ
１０	教育費の負担の軽減	Ｃ
（５）事業主などへの啓発		
１１	育児休暇制度などの普及・啓発	Ｅ
１２	Ｕターン・Ｊターン・Ｉターン就職の推進や企業の誘致	Ｃ
（６）保育園の整備		
１３	保育園の整備	Ａ
（７）幼稚園の整備		
１４	幼稚園の整備	Ｃ

基本目標２：子どもを健やかに育てるための環境づくり

事業番号	事　　業　　名	進捗評価
（１）子どもや乳幼児期の母親の健康確保		
１５	妊産婦健康相談の推進	Ｃ
１６	母子健康手帳の交付	Ｂ

事業番号	事　　業　　名	進捗評価
17	妊婦健康診査の充実	C
18	新生児相談の推進	A
19	乳幼児健診	B
20	予防接種体制の充実	B
21	健康相談や家庭訪問の充実	
22	保護者の多様な学習機会の提供	C
23	育児グループの拡充	B
24	食育の推進	C
（2）小児医療体制の充実		
25	小児医療体制の充実	C
（3）思春期の保健対策		
26	思春期における母子保健教育の推進	C
（4）児童虐待防止対策		
27	児童虐待防止対策の推進	C
（5）子どもの安全確保と事故防止対策		
28	子どもの安全対策、事故防止対策の推進	B

基本目標3：子育てを通して、親も地域も育っていくための社会づくり

事業番号	事　　業　　名	進捗評価
（1）地域の子育てに関する活動の推進		
29	子育てを支援する意識啓発の推進と地域の子育て環境づくり	D
30	子育てに係るボランティアの養成・確保	D
31	地域での健全育成活動の充実	C
（2）男女共同参画意識の啓発		
32	男女共同参画意識の啓発	D
（3）遊び場や交流の場の整備		
33	身近な遊び場の確保	C
34	公共施設の開放の推進	B
35	遊び方教室の開催	A
36	三世代交流の場の提供	C
（4）家庭や地域の教育力の向上		
37	親の学習機会の充実	C
38	幼稚園の多機能化の推進	C
39	個の尊重を重視した学校教育の充実	C
40	道徳教育等による心の教育の推進	C
41	公園・広場の整備	D

第３章　計画の基本的な考え方

©松崎町

１．基本理念

少子化が急速に進むなか、家庭および地域を取り巻く環境は大きく変化し、今後の子育て、地域社会づくりのために、あらためて人と人とのふれあい、支え合いが重要になっています。子どもは、親の手一つで育つものではなく、かかわる全ての人たちが育てていくことであると、親も地域も再認識し、子どもたちが心も体も健やかに育つよう、地域全体で子育て環境を整えていくことが大切です。

「子ども」、「親」、「地域」が輪になって、未来へつなぐ子育て社会づくりを目指し、本町の子ども・子育ての基本理念を「未来へつなごう　子育ての輪」と掲げ、計画を推進します。

◆◆　基本理念と基本目標　◆◆

2. 基本目標

「子育て家庭を支援するための環境づくり」､「子どもを健やかに育てるための環境づくり」､「親も地域も育っていくための社会づくり」の３つの基本目標のもとに、施策・事業を展開します。

基本目標１　子育て家庭を支援するための環境づくり

社会の変化とともに、子育てや仕事に対する意識が変化し、子どもを生み育てる考え方も変わってきています。そして、女性の社会進出の増加に伴い、子育てをしながら働く女性も増えています。

それらの変化に対応し、子育て家庭を支援する環境づくりをより一層推進していきます。保護者、家庭が抱える子育てに対する不安や負担感の軽減を図る相談機関の拡充、子育てに関するさまざまな情報が伝わるネットワークの確立を推進します。

さらには、事業主にも子育てに関する意識を啓発し、子育て家庭に対する支援や協力を求めるよう努めます。

基本目標２　子どもを健やかに育てるための環境づくり

すべての子どもが健やかに生まれ、成長することを実現させるために、安全かつ安心できる妊娠・出産への対応や育児に対する不安の軽減、子どものさまざまな疾患の予防などに対する健康相談、健康診断、予防接種などの事業を展開します。

また､新生児･乳幼児のいる家庭への訪問や､健康教育セミナーなども充実させていきます。さらに、子どもたちの事故防止対策の推進、児童虐待の発生予防など、妊娠・出産から思春期までの総合的な支援の推進を図ります。

基本目標３　子育てを通して、親も地域も育っていくための社会づくり

子どもを安心して育てられるまちづくりの推進には、地域に住む人たちが、地域で子育てをしていくという意識を持ち、みんなで支援していける体制づくりが重要です。

そのために子どもの人権を守る意識や地域ぐるみの子育て意識､夫婦間における子育て意識などを町民に啓発するとともに、地域ボランティアによる子育て支援、子育て相談など、地域支援活動の促進を図ります。

３. 施策の体系

基本理念・基本目標のもとに、子ども・子育てのための施策・事業を展開します。

基本理念	基本目標	施策・事業

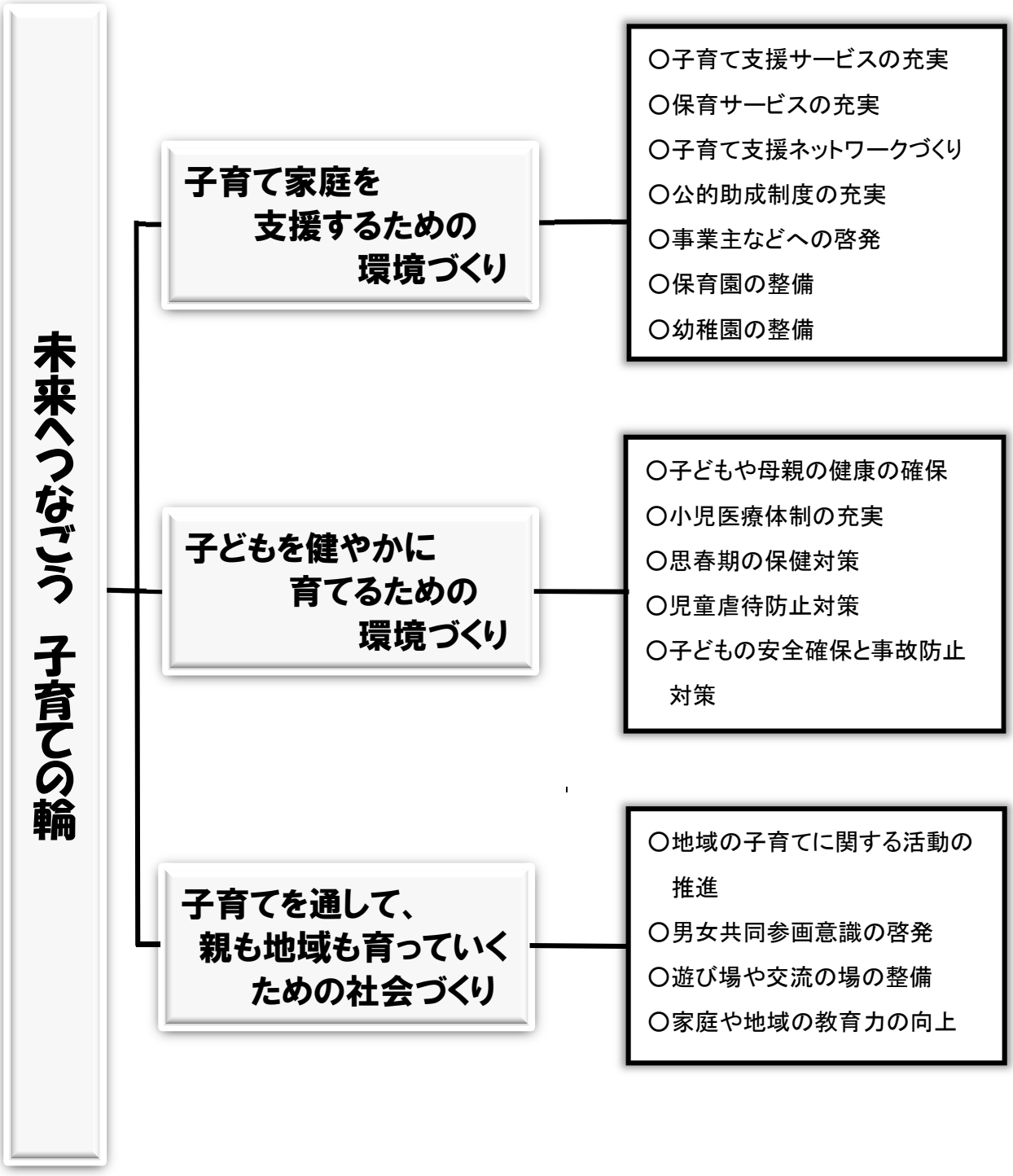

第４章　施策の展開

１．子育て家庭を支援するための環境づくり

核家族化が進み、子育てを行う親同士の交流や隣近所での交流が少なくなってきているなか、家庭において子育てをしている母親などの育児不安、子育てや生活全般に関する情報・相談の不足などが懸念されています。

こうしたなか、児童福祉法の改正により、法の趣旨が「要保護および保育に欠ける児童対策」から「すべての児童の健全な育成を図る」ことに改められ、すべての家庭に対する子育て支援が、各市町村の責務となりました。従来の共働き家庭への保育サービスに限らず、すべての子育て家庭を対象とする総合的な支援が求められています。

アンケート調査の結果によると現在の母親の就労率は、未就学児童世帯で８割弱、就学児童世帯では９割強に上っています。子育ては家庭を基本としますが、行政、学校、地域が連携し、社会全体で子どもを守り、子育てを支援する環境づくりが求められています。

（１）子育て支援サービスの充実

子育て家庭がゆとりを持って、安心して子育てを行うことができるための環境づくりを進めるため、子育て相談体制、交流活動の充実、保育所での保育サービスの充実など、子育て支援サービスの基盤をより一層充実させていきます。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
１	子育て相談体制の拡充	■現状・課題 役場の子育て相談窓口として、保健師が育児、健康相談を行っています。 相談窓口としての周知が不足しており、また、相談環境の整備、体制の充実が必要です。 ◆方針 ・子育て世代包括支援センターの設立により、相談体制を充実します。 ・広報活動を推進し、相談窓口の周知、相談環境の整備を図ります。	健康福祉課
２	つどいの広場事業の実施（児童館での子育てサークル）	■現状・課題 児童館において育児グループを月２回程度開催し、子育て中の親子同士の交流の場の提供をしています。 より多くの親子の参加が望まれます。 ◆方針 ・育児グループの広報、周知に努め、より多くの参加を促します。 ・より魅力な活動を展開し、事業の充実を図ります。	健康福祉課

（２）保育サービスの充実

今後、一層の多様化が進む保育ニーズに対応するために、現行の保育サービスの一層の充実を図りつつ、新たなニーズに対応したサービスの確保を図ります。また、現在、児童館で実施している放課後児童クラブについて、小学校の空き教室等を活用し、施設の充実を図ります。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
３	一時預かり事業	■現状・課題 児童館で一時預かり保育のサービスを実施しています。利用者はほぼ毎月ありますが、新規利用者が少なく、事業の周知が課題になっています。 ◆方針 ・事業を周知し、利用者の拡大を図ります。 ・利用者の利便性の向上に努めます。	健康福祉課
４	放課後健全育成事業の充実	■現状・課題 小学生の放課後における遊戯、生活の場の提供を児童館で実施しています。現在の利用者は約２０名程度で、増加傾向にあり、施設の拡充が求められています。 ◆方針 ・児童館に加え、小学校の空き教室を利用した拡充を検討します。 ・小学校と連携した事業の展開、活動の充実を図ります。	健康福祉課
５	休日保育	■現状・課題 現在は実施しておらず、ニーズに対応した提供の検討が求められています。 ◆方針 ・実施のための保育士の確保と財源の確保について検討します。	健康福祉課

（３）子育て支援ネットワークづくり

子育てに関する悩みが、より一層複雑かつ多様なものになることが予測されることから、現行の施策による支援をより充実させ、子育て中の親を支えるためのネットワークづくりを推進し、安心して子どもを生み育てるための地域づくりに繋げていきます。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
６	子育て情報ネットワークの確立	■現状・課題 子育て支援連絡会を年３回開催し、関係機関との子育て、家庭問題の情報共有及び対策を協議しています。 ◆方針 ・母子保健連絡会、子育て支援連絡会、就学指導委員会、要保護児童対策協議会などとの連携を図ります。 ・支援を必要とする子ども及び保護者の情報を共有し、きめ細かな支援対策を協議できる場を整備します。	健康福祉課

（４）公的助成制度の充実

子どもが生まれてから社会人になるまでにかかる教育費などの子育て費用が、親にとって大きな負担となっている現実がうかがわれます。これまでの子育て家庭に対する各種施策を実施するとともに、経済的支援の充実を図っていきます。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
７	子ども手当（児童手当）制度などの充実	■現状・課題 国・県の児童手当制度（児童手当制度、特別児童扶養手当など）に加え、本町単独の手当制度を整備しています。 ◆方針 ・制度の情報提供、周知に努め、利用を促進します。	健康福祉課
	出産準備支援祝い品・出産祝い金支給制度の充実	■現状・課題 本町独自の制度として、母子手帳交付時に出産準備祝い品の支給、出産時に祝い金の支給制度を整備しています。 ◆方針 ・今後も新生児の出産を促すため、制度実施を継続します。	

８	医療費公費負担制度の充実	■現状・課題 医療費公費負担制度の充実を要望し、乳幼児医療費については、こども医療費として対象者が高校生まで拡充しています。 ◆方針 ・制度情報の提供、周知を図ります。 ・さらなる制度充実のための国、県への要望に努めます。	健康福祉課
９	保育料負担の軽減	■現状 保護者の負担軽減のため、保育料徴収基準を国基準保育料の1/4程度に減額、また、令和元年10月からは２号認定（３歳以上）について教育・保育の無償化により保育料が無料になっています。 ◆方針 ・制度情報の提供・周知を図ります。	健康福祉課
10	教育費の負担の軽減	■現状・課題 ・入学説明会でのチラシの配布 ・年度末に各小・中学校で該当者の把握 ・民生委員・児童委員、SC、SSWなどによる個人への案内 による就学支援制度の周知を行っています。本当に必要な時期（入学時等）に支給がないため、支給・認定の時期の検討も必要です。 ◆方針 ・制度の周知を図るとともに、支給・認定時期の変更を検討します。 ・幼稚園・保育所やSCなどとの連携を強化し、制度の充実を図ります。	教育委員会

（５）事業主などへの啓発

町内の企業に対して、育児休業制度や労働体制の見直しなどについての啓発を図り、父親、母親がともに子育てに積極的に関わることができるようにします。また、就職の推進や企業の誘致についても積極的に推進していきます。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
11	育児休暇制度などの普及・啓発	■現状・課題 役場の担当窓口等で制度資料を配付、情報提供を行っています。 役場職員の不足により、労働行政に関連した事務に取り組めていないのが現状です。 ◆方針 ・商工会や県等の専門機関と連携し、制度の周知・啓発に努めます。	企画観光課
12	Ｕターン・Ｊターン・Ｉターン就職の推進や企業の誘致	■現状・課題 現地の案内、首都圏 PR、移住体験ツアーの実施や起業支援補助金、空き家改修補助金等により、移住・定住の促進に取り組んでいます。 企業誘致の取り組みは進んでいないのが現状です。また、移住・定住促進について、地域の受入意識を高めることが必要になっています。 ◆方針 ・関係団体と連携して設立した「松崎町移住定住促進協議会」により、事業を検討、実施を推進します。	企画観光課

（６）保育園の整備

母親の就労意向の高さから、保育ニーズは増加しています。保育ニーズの高まり、多様化に対応できるよう、必要量の確保とともにサービスの内容、質を確保、施設の環境整備が求められています。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
13	保育園の整備	■現状・課題 老朽化及び耐震化のため、平成28年に津波浸水区域外に新築移転しました。定員80名で通常、時間外の保育サービスを提供しています。出生数の減少により、今後の施設運営が課題となっています。 ◆方針 ・幼児保育との連携により認定こども園への移行を視野に入れて、施設運営について検討します。	健康福祉課

（７）幼稚園の整備

幼稚園は、就学前の教育の場として充実を図り、保育とともに小学校教育への円滑なつながりを重視した幼・保・小の連携が求められています。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
14	幼稚園の整備	■現状・課題 平成28年に２園を１園に統合し、施設の充実を図りました。現在、定員90人で、幼児教育のサービスを行っています。 少子化に伴い園児数が減少しており、今後の施設運営が課題となっています。 ◆方針 ・施設の維持管理に努めるとともに、認定こども園を視野に入れた今後の施設運営を検討します。	教育委員会

２. 子どもを健やかに育てるための環境づくり

女性は、結婚、妊娠、出産などのライフステージに対応した健康づくりが必要です。とりわけ、妊産婦は妊娠、出産、育児に対して不安を抱いているケースが多く、正確な情報提供や適切な助言を行なうことで、母親の負担を軽減していくことが重要です。

アンケート調査の結果をみると、子育て支援サービスの利用状況について、就学前児童世帯では「乳幼児健診」が 89.7%、「歯科健診・歯科フッ素塗布」が 77.6%と高率となっています。

また、今後、求められる施策では「安心して子どもが医療機関を受診できる医療体制の充実」が上位にあげられています。

以上のことを踏まえ、母親並びに乳児・幼児などの健康の確保および増進を図る観点から、保健、医療、福祉および教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策の充実を図ることが課題と言えます。

（１）子どもや母親の健康の確保

子どもの健やかな成長のために、病気の早期発見・早期治療を目的とした乳幼児健診の充実を図ります。

また、母子保健、福祉、教育、医療分野間の連携のもと、子どもが健康的な生活を送れるための相談支援を行います。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
15	妊産婦健康相談の推進	■現状・課題 妊産婦の健康相談、パパママセミナー、ひよこ相談等を実施しています。妊産婦の健康相談は随時、また、パパママセミナー、ひよこ相談は実施日を決めて行っています。 不安や悩みを抱える妊産婦の把握が課題となっています。 ◆方針 ・母子手帳交付時のアンケートにより、支援の必要な妊婦を把握し、早期からのフォローを行います。 ・令和２年度から産前産後サポート事業を実施し、妊娠期の相談機会を増やします。	健康福祉課

16	母子健康手帳の交付	■現状・課題 随時、母子健康手帳を交付しています。保健師不在時の来所が無いように、近隣産科医院やHPで、事前に連絡を入れての来所を周知しています。 保健師が不在で、母子手帳交付がタイムリーにできない時があります。個人情報に配慮した場所での交付が望まれます。 ◆方針 ・保健師が不在にならないよう業務の調整をします。 ・個人情報に配慮した相談スペースの確保を図ります。	健康福祉課
17	妊婦健康診査の充実	■現状・課題 母子手帳交付時やパパママセミナーでの健診の受診勧奨を行っています。母子手帳交付者の初回健診受診率は100%になっています。 健診結果が１か月遅れになるため、対応が遅くなることがあります。 ◆方針 ・妊婦健康診査の全員受診を目指します。母子手帳交付時やパパママセミナー等で、健診の受診勧奨を行います。	健康福祉課
18	新生児相談の推進	■現状 生後１か月以内の訪問を心がけています。里帰り出産で戻るのが２か月以上になる場合は、里帰り先の市町に訪問を依頼し、報告を受けています。 ◆方針 ・早期訪問（生後２か月以内に）、全戸訪問を目指します。	健康福祉課

19	乳幼児健診	■現状・課題 平成29年度から４か月児健診を個別に実施、６、７か月児は廃止しました。 平成30年度の受診率は乳児健診95.1%、幼児健診96.7%であり、健診未受診者の対応が求められています。 ◆方針 ・引き続き受診率100%を目指します。 ・診月齢に確実に受けることができるよう管理、個別に周知を行います。 ・未受診者には、早期に受診勧奨、相談、家庭訪問等で対応します。	健康福祉課
20	予防接種体制の充実	■現状・課題 平成29年度から乳児の予防接種は、全て個別接種に変更しました。 個別接種により、保護者自身で管理しなければならないため、接種忘れが起きやすくなっています。 ◆方針 ・予防接種についての理解を深め、接種率向上を図ります。 ・接種忘れ予防のため広報活動による意識啓発をします。 ・医療機関との連携を図り、接種しやすい体制づくりを推進します。	健康福祉課
21	健康相談や家庭訪問の充実	■現状・課題 各種健診、家庭訪問で、新生児、妊産婦、児童の健康相談を行っています。 健診時の結果についての相談、また、相談に来ない方の対応が課題となっています。 ◆方針 ・子どもの健康や発達について、健診時などで気軽に相談できる体制を充実します。 ・保健所と連携して、相談体制を拡充します。 ・関係機関と連携したタイムリーな相談体制を整えます。	健康福祉課

22	保護者の多様な学習機会の提供	■現状・課題 パパママセミナーは参加者が減少しており、今後も減少することが予測されています。 育児相談や健康診査等では、栄養士、歯科衛生士による保健指導を実施しています。欠席者の指導機会の提供が課題です。 ◆方針 ・パパママセミナーの内容の検討、周知の徹底を図ります。 ・乳幼児の食事指導、虫歯予防についての学習機会を増やします。 ・家庭教育学級は親子での体験を中心に今後も計画します。	健康福祉課

23	育児グループの拡充	■現状・課題 児童館において、親子が参加して育児の情報交換、交流活動を月１回実施しています。新規参加者確保のための事業の周知が課題になっています。 ◆方針 ・事業の周知を図り、新規参加者の拡大を図ります。	健康福祉課
24	食育の推進	■現状・課題 保育園、幼稚園での食育は食生活推進協議会と連携し実施しています。小中学校の食育については不十分であり、充実が求められています。 ◆方針 ・保育園、幼稚園、学校と関係機関が連携し、食育の充実を図ります。 ・食育について関係機関が話し合う場を整備し、活動の充実を検討します。	健康福祉課

（２）小児医療体制の充実

関係機関との協議を行い、休日・夜間などの乳幼児の急患に対応するために、賀茂圏域の小児救急医療体制の充実を図ります。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
25	小児医療体制の充実	■現状・課題 町内、また、加茂圏域に小児専門医がいないのが現状で、専門医の受診が難しい状況にあります。 ◆方針 ・関係機関と連携し、緊急時や夜間を含む小児医療体制全般の拡充に努めます。 ・賀茂圏域を越えた医療機関との連携を図ります。 ・松崎町健康・医療ホットラインや県で実施している静岡こども救急電話相談の周知に努めます。	健康福祉課

（３）思春期の保健対策

小・中学校等での指導を通じて、性や喫煙、薬物などに関する知識の普及を図り、青少年期における子どもの健全な発達を促進します。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
26	思春期における母子保健教育の推進	■現状・課題 SC、SSWを小中学校に配置し、児童、生徒、保護者の面談により、心のケア・サポートを行っています。 定期的に「子どもを知る会」を開催し、学校、SCなどと情報共有を図っています。 家庭環境や社会情勢の変化により、心の病の複雑化が進んでいます。 ◆方針 ・SC、SSWの活用、連携を図り、心のサポートの充実を図ります。 ・「子どもを知る会」を継続実施します。	健康福祉課 教育委員会

（４）児童虐待防止対策

民生委員や教職員とも連携し、虐待のおそれのある親への相談支援や虐待の早期発見と予防のための体制の整備を図ります。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
27	児童虐待防止対策の推進	■現状・課題 要保護児童対策協議会を設立し、関係機関との情報共有を図っています。 虐待案件の未然防止、早期解決に向けたマニュアル等の作成が求められています。 ◆方針 ・虐待の未然防止、早期解決に向けたマニュアル等を作成します。	健康福祉課

（５）子どもの安全確保と事故防止対策

保育園・幼稚園、小学校などで交通安全教室を実施し、子どもの交通安全の確保に努めます。また、町内の道路などを点検し、子どもにとって危険な箇所の補修・修繕を行います。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
28	子どもの安全対策、事故防止対策の推進	■現状・課題 平成26年度には交通安全についての点検を行いました。松崎小学校周辺は生活道路対策エリアやゾーン30の指定により、安全対策を取っています。 点検であげられた要対策地の未対応が課題になっています。 ◆方針 ・継続して安全な道路環境整備を目指し、点検等を実施します。 ・生活道路対策エリア内でカラー舗装による歩道整備等を検討します。	総務課 健康福祉課 産業建設課

3. 子育てを通して、親も地域も育っていくための社会づくり

都市化、核家族化、少子化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、家庭の教育力の低下が指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。

教育の原点である家庭や地域の教育力を高めるため、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、かつ、家庭教育の自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会や情報の提供、地域活動や行事の充実、相談や専門的人材の養成など、家庭教育に関する総合的な取り組みを、関係機関で連携して進めることが必要です。

今後は、子どもが自ら学び、主体的に判断して問題を解決する力や、他人を思いやる心、感動する心など、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などを身につけるために、行政と地域とのパートナーシップのもとで、家庭や地域で子どもを育てるための体制を築くことが課題と言えます。

（１）地域の子育てに関する活動の推進

放課後や週末などに、地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べる学習の機会やさまざまな体験活動、地域住民との交流活動などの充実を図り、子どもや大人がいろいろな機会を通じて触れ合える環境を築きます。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
29	子育てを支援する意識啓発の推進と地域の子育て環境づくり	■現状・課題 各地区において子どもの健全育成のため、子ども会活動が行われています。地区によって、子どもと地域の関わりの意識は大きな差があり、地域全体で子育てを支援するという環境になっていません。 ◆方針 ・子ども会活動を通し、地域全体が繋がる子育て環境づくりを目指します。 ・さらなる意識啓発と事業支援を推進します。	健康福祉課 教育委員会

30	子育てに係るボランティアの養成・確保	■児童館などにおいて、読み聞かせ、講座等の参加者の子どもの保育などのボランティア活動が行われていましたが、児童館職員の拡充などによって、現在はボランティアがいない状況になっています。 ◆方針 ・様々な子育ての場面においてボランティア活動の場を開発し、ボランティアの養成・確保を図ります。	健康福祉課
31	地域での健全育成活動の充実	■現状・課題 身近な地域での子どもの健全育成活動として、子ども会、スポーツ少年団、みどり少年団、海洋クラブ、ジュニアボランティア等の活動が行われています。 少子化による参加者数の減少が課題になっています。 ◆方針 ・各団体の活動支援を拡充します。 ・各種団体間のネットワークづくりを検討します。	教育委員会

（２）男女共同参画意識の啓発

男女共同参画社会の実現のためには、「女性はもっと社会参加を、そして男性はもっと家庭参加を」という考え方のもと、啓発や情報提供を積極的に行います。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
32	男女共同参画意識の啓発	■現状・課題 講習会などを開催し、男女共同参画の考え方を周知、意識の啓発に努めています。 事業を計画的に進めるための男女共同参画基本計画の策定が望まれます。 ◆方針 ・男女共同参画基本計画の策定を行い、計画的な事業推進を図ります。	教育委員会

（３）遊び場や交流の場の整備

保育所や幼稚園、学校などで行われる世代間交流を目的とした公共施設の開放、行事や取り組みを通じて、三世代が気軽に交流し合える場や機会を充実させます。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
33	身近な遊び場の確保	■現状・課題 平成28年度に松崎町立幼稚園の建設工事により園庭整備が完了しました。 子どもの遊び場確保のため、幼稚園の園庭及び学校の校庭を解放しています。 学校の施設・遊具の老朽化が課題です。 ◆方針 ・幼稚園、学校などの既存施設の活用を充実します。 ・老朽化した施設・遊具の修繕・撤去を行います。	教育委員会
34	公共施設の開放の推進	■現状・課題 夏休み期間中、雨の日の遊び場として小学校の体育館を開放しています。また、旧幼稚園舎を児童館として改装し、開館しています。 新規児童の利用促進が課題です。 ◆方針 ・統合後の幼稚園舎の児童館としての活用も老朽化等を視野に入れ、改築計画を検討します。	企画観光課 健康福祉課
35	遊び方教室の開催	■現状・課題 児童館などで親子を対象とした様々な教室、交流活動を行っています。 ◆方針 ・親子を対象とした遊び方教室を児童館などで開催します。 ・各種イベントの広報・周知を図ります。 ・教室の講師確保に努めます。	健康福祉課

36	三世代交流の場の提供	■現状・課題 三聖をテーマとした活動、自然体験学習などを通し、多世代の交流活動を行っています。講師の高齢化と少子化による参加者の減少が課題になっています。 ◆方針 ・歴史文化講座などの生涯学習を広報・周知し、多世代の参加を促進、活動の活性化を図ります。	教育委員会

（４）家庭や地域の教育力の向上

子どもが、自ら学び、主体的に判断して問題を解決する力や、他人を思いやる心、感動する心などの豊かな人間性を身につけるため、学校、家庭、地域が連携し、地域における行事や体験活動を充実させます。

【具体的事業】

事　業　名		事　業　内　容	担当課
37	親の学習機会の充実	■現状・課題 学校において家庭教育学級を開催し、保護者が子育てなどのさまざまな事を学び、話し合える機会になっています。 活動を周知し、参加者の拡大が望まれます。 ◆方針 ・広報を通し、活動の周知、参加の呼びかけを行います。 ・SC、SSWを活用し、活動内容の充実を図ります。	教育委員会
38	幼稚園の多機能化の推進	■現状・課題 未入園児の保護者からの教育相談を、随時受け付けています。また、幼児教育アドバイザーの活用を図り、教育内容の充実を図っています。 延長保育の検討が課題になっています。 ◆方針 ・幼児教育アドバイザー事業を継続し、より教育内容の充実を図ります。 ・延長保育の実施を検討します。	教育委員会

39	個の尊重を重視した学校教育の充実	■現状・課題 学校生活を通して、子どもの個性を大切にし、自ら遊ぶ楽しさを感じられる場面づくりに努めています。 ゲーム依存の子どもの増加が課題になっています。 ◆方針 ・各学校の現状に対応して、活動を継続します。	教育委員会
40	道徳教育等による心の教育の推進	■現状・課題 ボランティア等の体験学習を通して、福祉などの心の教育を実施しています。 学校教育と家庭教育、地域教育との連携が課題となっています。 ◆方針 ・新年度から必修となる道徳教育の拡充と自薦の場の提供を推進します。	教育委員会
41	公園・広場の整備	■現在・課題 牛原山町民の森については、親子が安心して遊べるよう、老朽化した木製遊具等を撤去しましたが、ボブスレーは修繕が必要な状況です。 施設の清掃管理については、シルバー人材センターに委託し、定期的に行っています。 利用者が減少しており、施設の充実と利用促進が課題です。 ◆方針 ・定期的な安全点検を実施するとともに、遊具の整備・充実を図ります。 ・定期的な清掃活動を行い、適正な維持管理に努めます。	観光企画課

第５章　子供・子育て支援事業計画策

１．子ども･子育て支援事業とは

（１）子ども･子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度による事業は、大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の２つに分けられます。

「子ども・子育て支援給付」とは、幼稚園、保育所など、乳幼児の子どもの教育・保育サービスを支給する制度です。「地域子ども・子育て支援事業」は幼稚園や保育所などで行うサービスを補う教育・保育サービスや情報提供・相談などの支援サービス、母子の健全な育成のための保健サービスなどを提供する事業です。

「子ども・子育て支援事業計画」はこれらの制度、事業を実施するための計画で、実施するサービスの確保する量や確保の方策などを定める計画です。

◆　子ども・子育て支援給付　◆

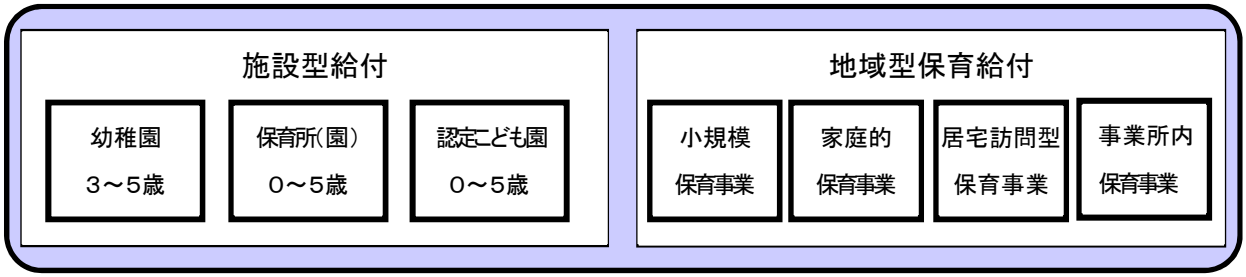

◆　地域子ども・子育て支援事業　◆

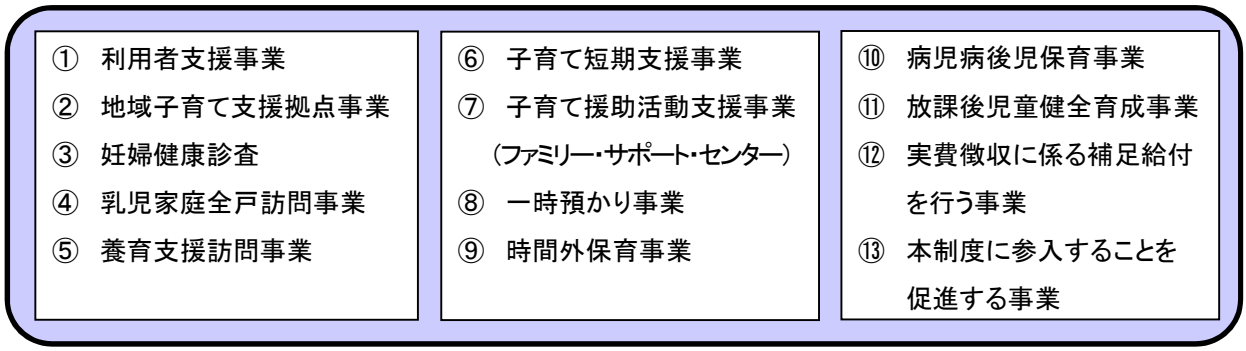

（２）給付を受ける子どもの認定区分

保護者の申請を受け、市町村は子どもの年齢や保育の必要性を判断し、次の３区分に認定し、教育・保育を提供することになります。

◆　認定区分と提供施設　◆

認定区分	保育の必要性	該当年齢	提供施設
１号認定子ども	なし	３歳以上の未就学児童	幼稚園、認定こども園
２号認定子ども	あり	３歳以上の未就学児童	保育所(園)、認定子ども園
３号認定子ども	あり	３歳未満	保育所(園)、認定子ども園 地域型保育事業

2. 教育･保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、すべての子どもや保護者が、教育・保育、子育て支援の提供を受けることができる環境を整備するため、「量の見込み（需要）」、「提供体制（供給）」を設定する単位として、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、区域（教育・保育提供区域）を設定します。

こうした考え方を踏まえ、本町における教育・保育提供区域は、松崎町全域の１区域とします。

◆主な教育・保育施設の位置

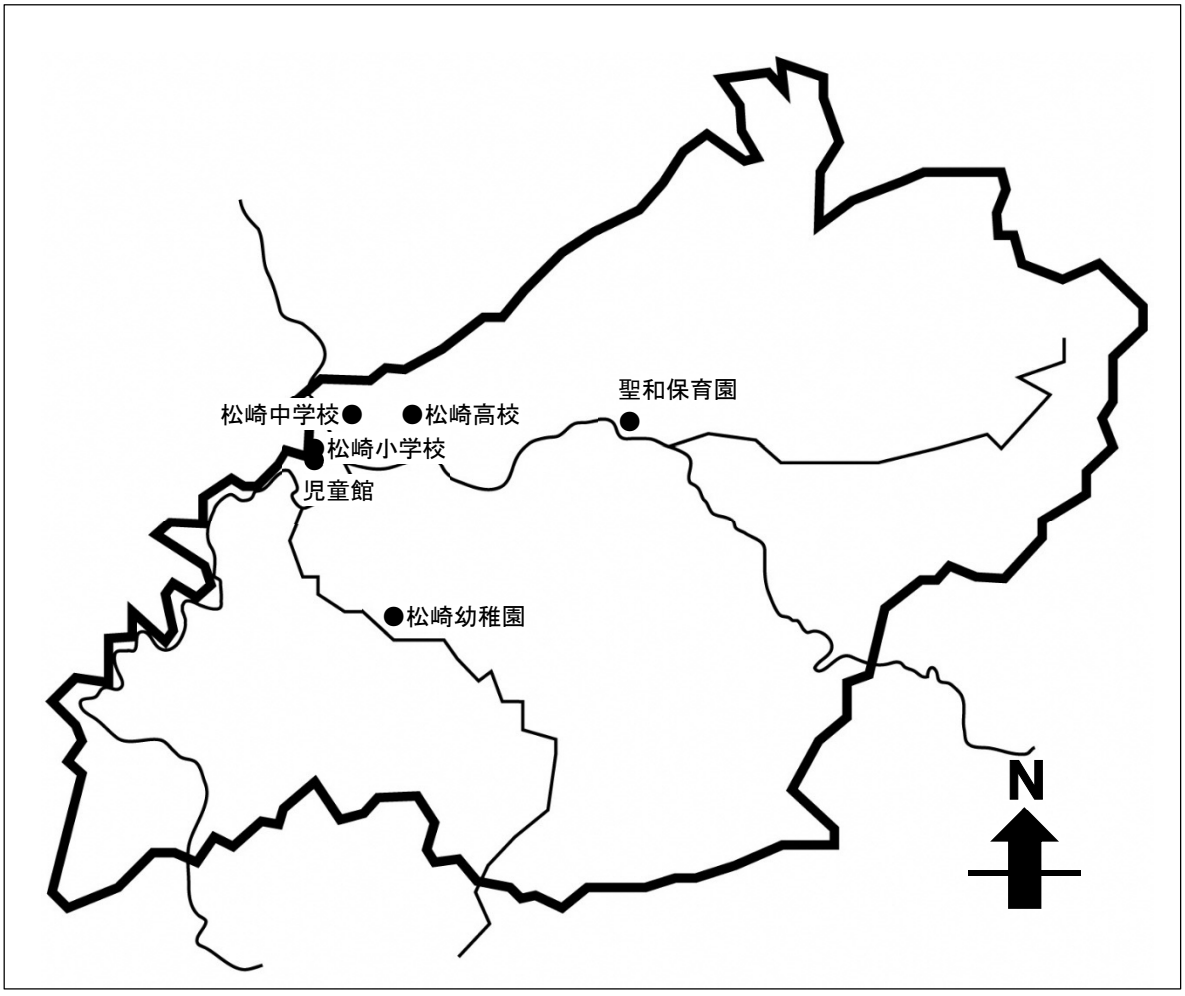

3. 教育・保育サービスの充実

（１）教育（幼稚園）

平成 29 年に松崎幼稚園中川園は、岩科園に統合し、現在、松崎幼稚園１園でサービスを提供しています。

【ニーズ量と計画】

ア. １号認定 （満3歳以上）

単位：人

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	48	36	36	35	34	33	32
計画値（B）	90	90	90	90	90	90	90
B−A	42	54	54	55	56	57	58

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

イ. 2号認定 （満3歳以上　 教育ニーズ）

単位：人

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	0	0	0	0	0	0	0
計画値（B）	0	0	0	0	0	0	0
B−A	0	0	0	0	0	0	0

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

ウ. 教育ニーズ合計

単位：人

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	48	36	36	35	34	33	32
計画値（B）	90	90	90	90	90	90	90
B−A	42	54	54	55	56	57	58

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

現在の松崎幼稚園の施設、設備の充実、教育体制の充実を図り、サービスを提供します。将来の保育需要を検討しながら、こども園としての運営を検討します。

（２）保育（保育園）

町内には、私立の聖和保育園があり、全町のサービスを行っています。平成 28 年に、現在地に建て替え移転を行い、施設、設備の充実を図りました。

【ニーズ量と計画】

ア. 2号認定 （満3歳以上）

単位：人

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	61	45	46	45	43	42	41
計画値（B）	60	54	54	54	54	54	54
B-A	△1	9	8	9	11	12	13

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

イ. 3号認定 （3歳未満）

0歳児

単位：人

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	0	1	3	3	3	3	3
計画値（B）	3	3	3	3	3	3	3
B-A	3	2	0	0	0	0	0

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

1・2歳児

単位：人

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	19	24	18	17	17	17	16
計画値（B）	27	23	23	23	23	23	23
B-A	8	△1	5	6	6	6	7

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

3号認定小計

単位：人

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	19	25	21	20	20	20	19
計画値（B）	30	26	26	26	26	26	26
B-A	11	1	5	6	6	6	7

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

ウ. 保育ニーズ合計

単位：人

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	80	70	67	65	63	62	60
計画値（B）	90	80	80	80	80	80	80
B-A	10	10	13	15	17	18	20

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

3号認定（0歳児～2歳児）保育利用率

単位：%

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
保育利用率	21.6	28.7	30.6	31.7	31.7	32.9	34.2

【確保策】

今後も聖和保育園１園で、全町の保育サービスの提供を図ります。身近な地域の子育て相談、情報提供を行い、利用者支援事業の実施について、検討します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の充実

（１）利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

【計画】

単位：か所

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	0	0					
計画値（B）	0	0	1	1	1	1	1

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

既存の児童館を、利用者支援事業の場として位置づけ、子育て親子に対する情報提供、相談活動、関係機関との連絡調整の機能を果たします。さらに、松崎幼稚園、聖和保育園での事業の検討を行います。

（２）地域子育て支援拠点事業

乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では現在、児童館において「育児グループ」、「すくすく広場」を開催し、相談、情報の提供、子育て中の親子の交流を図っています。

【ニーズ量と計画】

単位：人回/月

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	245	225	410	398	391	379	367
計画値（B）	840	672	410	398	391	379	367
B-A	595	447	0	0	0	0	0
か所数	1	1	1	1	1	1	1

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

これまでと同様、児童館での「育児グループ」、「すくすく広場」を継続します。乳幼児の親子の参加を促進し、活動の活性化を図ります。

（３）妊婦健康診査

妊婦の健康の保持および増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

本町では医療機関での必要な回数の健診費用を助成しています。

【計画】

単位：人/年

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	57	33	30	29	29	28	27
計画値（B）	28	22	30	29	29	28	27
B-A	△29	△11	0	0	0	0	0

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

今後も健康管理の充実と経済的負担の軽減のため、健診費用の助成を行います。妊婦全員の助成を確保します。

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

現在本町では、保健師による全戸訪問を実施しています。

【計画】

単位：人/年

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	32	26	30	29	29	28	27
計画値（B）	29	22	30	29	29	28	27
B-A	△3	△4	0	0	0	0	0

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

今後も新生児の健康管理の充実、母親の精神的負担の軽減のため、全戸を対象に訪問を実施します。

（５）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

本町では、乳幼児家庭全戸訪問で特に支援が必要な家庭に対し、保健師が継続的な支援を行っています。近年、該当者が増加する傾向にあります。

【計画】

単位：人/年

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	0	8	9	9	9	9	8
計画値（B）	1	1	9	9	9	9	8
B-A	1	△7	0	0	0	0	0

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

今後も、特に支援が必要と認められる全該当者を対象に、継続的な訪問活動を行います。近年の該当者の増加傾向を踏まえ、訪問活動を確保します。

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などに入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活支援事業（ショートステイ事業）および夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

今回のニーズ調査結果では、年間 60 人日以上のニーズ量が見込まれています。

【ニーズ量と計画】

単位：人日/年

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	0	0	69	67	65	63	61
計画値（B）	0	0	0	0	0	0	0
B-A	0	0	△69	△67	△65	△63	△61

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

今回のニーズ調査結果で、今後のサービスのニーズが見込まれております。ニーズの動向を把握しながら、広域を含めてサービスの受け入れ先を検討します。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生などの児童のいる家庭に対し、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と育児の援助を行いたい方（提供会員）が会員登録し、依頼会員、提供会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現在本町では、サービス提供体制は整備されていません。しかし、今回のニーズ調査結果では就学時において、年間 220 人日のニーズ量が見込まれています。

【ニーズ量と計画】

単位：人日/年

		平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	未就学	0	0	189	184	180	175	169
	就学	0	0	233	227	220	213	206
	合計	0	0	422	411	400	388	375
計画値（B）		0	0	0	0	0	0	0
B-A		0	0	△422	△411	△400	△388	△375

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

今回のニーズ調査結果で、今後のサービスのニーズが見込まれています。ニーズの動向を把握しながら、サービス提供体制の整備を検討します。

（８）一時預かり事業

家庭において保護を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、幼稚園、ファミリー・サポート・センターなどにおいて、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

現在、本町では児童館にて実施しています。今回のニーズ調査結果では、２号認定において大きなニーズ量が、また、１号認定においても若干のニーズ量が見込まれています。

【ニーズ量と計画】

ア．１号認定による利用（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

単位：人日/年

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	0	0	10	10	9	9	8
計画値（B）	0	0	0	0	0	0	0
B-A	0	0	△10	△10	△9	△9	△8

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

イ. 幼稚園以外の一時預かり

単位：人日/年

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	14	74	103	100	98	95	92
計画値（B）	0	0	103	100	98	95	92
B-A	△14	△74	0	0	0	0	0

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

ウ. 合計

単位：人日/年

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	14	74	113	110	107	104	100
計画値（B）	0	0	103	100	98	95	92
B-A	△14	△74	△10	△10	△9	△9	△8

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

今後もサービスのニーズに対応して、児童館において実施し、サービス提供体制を確保し、松崎幼稚園、聖和保育園においても、サービス提供体制の整備を検討します。

（９）時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日および利用時間以外の日時に、保育園において保育を実施する事業です。

聖和保育園では現在、午前７時 30 分から８時の時間外保育、午後４時から６時３０分の延長保育を実施しています。

【ニーズ量と計画】

単位：人/年

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	2	7	7	7	7	7	6
計画値（B）	2	2	10	10	10	10	10
B-A	0	△5	3	3	3	3	4

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

今後も聖和保育園においてサービスの提供を行います。今後のニーズを把握しながら、提供体制の充実を図ります。

（10）病児病後児保育、ファミリー・サポート・センター（病児・病後児）

病児について、病院、保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育をする事業です。

現在本町では、サービスの提供体制を整えていません。今回のニーズ調査結果では年間 230 人日前後のサービスのニーズが見込まれ、提供体制の整備が課題となっています。

【ニーズ量と計画】

単位：人日/年

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	0	0	243	236	229	222	215
計画値（B）	0	0	0	0	0	0	0
B-A	0	0	△243	△236	△229	△222	△215

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

今後、サービスのニーズが見込まれることから、広域を含めて医療機関などを利用した、サービスの提供体制整備を検討します。

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働などにより昼間いない家庭の小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

現在本町では、児童館を利用し、放課後児童クラブ（まつぼっくりクラブ）を実施しています。近年、低学年児童の利用が増えています。

【ニーズ量と計画】

ア．低学年（1～3年生）

単位：人/年

		平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）		8	21	19	19	18	18	18
	1年生	2	10	8	8	8	8	8
	2年生	3	6	7	7	7	7	7
	3年生	3	5	4	4	3	3	3
計画値（B）		9	14	23	23	23	23	23
B-A		1	△7	4	4	5	5	5

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

イ. 高学年（4～6年生）

単位：人/年

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	2	1	1	1	1	1	1
4年生	1	1	1	1	1	1	1
5年生	1	0	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0	0	0
計画値（B）	2	8	2	2	2	2	2
B-A	0	7	1	1	1	1	1

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

ウ. 合計

単位：人/年

	平成 27 年度	令和元 年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度
見込み（A）	10	22	20	20	19	19	19
計画値（B）	11	22	25	25	25	25	25
B-A	1	0	5	5	6	6	6

注：平成 27 年度、令和元年度の見込み（A）は、実績値

【確保策】

今後、保護者の就労が促進され、サービスのニーズが増えることが予想されます。現在の「まつぼっくりクラブ」の定員 25 名を確保し、ニーズの推移を把握しながら、受け入れ体制の充実を図ります。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または、行事への参加に要する費用などを助成する事業です。

幼稚園、保育所の場において、助成の必要な世帯の把握に努め、適正な制度運用を図ります。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設などの設置、または、運営を促進するための事業です。

本町においては、サービスのニーズに対応できていない地域子ども・子育て支援事業があることから、広域での対応を含めて、民間事業者の事業参入を促す活動を展開します。

５. 教育・保育の一体的提供及び体制の確保

（１）認定こども園の普及等に係る取り組み

乳幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連３法に基づく支援制度において、国が進める重要施策の１つです。認定子ども園は、幼稚園および保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などに関わらず、柔軟に子どもを受け入れることができる施設であり、教育・保育を一体的に提供できる施設として、既存の幼稚園や保育所から移行するものです。

本町の松崎幼稚園は、利用者の減少が懸念されることから、利用者の意向、施設・設備などの状況を踏まえて、認定こども園への移行を検討します。

（２）幼稚園及び保育所と小学校、中学校との連携の推進

子どもは発達・成長の段階に応じて、さまざまな支援が必要になり、その支援は妊娠・出産期から切れ目なく続くものです。それぞれの発達・成長の段階に質の高い教育・保育を提供するために、幼稚園・保育所、小学校・中学校、また子育て支援を行う組織、団体の連携強化を推進します。

６. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、静岡県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本町では、子育てのための施設等利用給付の申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年４回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、静岡県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、静岡県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

第６章　計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制の強化

本計画は、子ども・子育てに関するさまざまな施策・事業を網羅しており、実施にあたっては、庁内の関係課との連絡・調整を図りながら推進することが必要です。関係課で構成する子育て関係の会議を中心に、各課の連携を図りながら、各施策・事業を推進します。

また、地域住民や子ども・子育て事業所・団体、福祉関係機関・団体、学識経験者、行政の代表からなる「地域福祉検討協議会」を活用し、住民の意見や専門家の意見を積極的に取り入れながら、計画を推進していきます。

2. 関係機関との連携強化

本計画は、児童福祉にとどまらず、教育、保健、都市計画、住宅、産業経済など、庁内のさまざまな関係課にわたること、また、盛り込まれた施策・事業には、より高度な子ども・子育てに関する専門性が求められることから、庁内関係各課を始め、県・国の関係機関、周辺市町との連携を強化し、施策・事業の推進を図ります。

また、施策・事業の実施にあたっては、地域住民や子ども・子育て関係の事業者、団体との連携・協力が必須であり、連携強化を図ります。

3. 計画の内容、実施状況の公表

本計画の策定、変更にあたっては、広報紙、ホームページ等の情報手段を活用し、広く住民に周知するとともに、計画の進行状況について毎年、公表するものとします。

4. 計画の進行管理

計画に基づく施策・事業を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するためには、計画の進行状況を定期的に点検・評価し、計画の見直しをする必要があります。

子ども・子育て事業推進の担当課が中心となり、施策・事業の計画目標をもとに、毎年の進捗状況を点検・評価するとともに、「地域福祉検討協議会」に報告し、計画の着実な実行を図ります。

資　　料

1. 松崎町地域福祉検討協議会設置要綱

平成２年９月20日要綱第11号　改正
平成６年６月28日要綱第９号
平成11年３月26日要綱第５号

（目的）
第１条　松崎町における地域福祉施策の推進について、町及び関係団体等が相互に連絡協調し、総合的な計画を策定するため、松崎町地域福祉検討協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討する。
（１）　地域福祉施策の計画策定に関すること。
（２）　その他目的達成に必要なこと。
（組織等）
第３条　協議会は、委員20人以内で組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。
（１）　地域住民団体の代表者
（２）　専門機関、福祉団体等の代表者
（３）　行政機関の職員
（４）　知識経験者
３　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第４条　協議会に会長及び副会長各１名を置く。
２　会長及び副会長は、委員が互選する。
３　会長は、会務を総理し、副会長は会長を補佐する。
４　会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは副会長がその職務を代理する。
（会議）
第５条　協議会は、会長が招集する。
２　協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
３　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（関係者の出席要請）
第６条　会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。
（庶務）
第７条　協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。
（補則）
第８条　この要綱で定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附　則
この要綱は、平成２年10月１日から施行する。
附　則（平成６年６月28日要綱第９号）
この要綱は、平成６年７月１日から施行する。
附　則（平成11年３月26日要綱第５号）
この要綱は、平成11年４月１日から施行する。

2. 松崎町地域福祉検討協議会委員名簿

NO	役職	氏名	備考
1	町議会議員代表	高柳　孝博	
2	医師代表（中江医院）	中江　順	
3	社会福祉協議会会長	石田　博之	会長
4	民生委員・児童委員協議会会長	平野　昭文	副会長
5	区長会代表	白井　昌作	
6	老人クラブ連合会会長	加賀　良雄	
7	福祉施設代表（デイサービスセンター）	山地　誠	
8	校長会代表（松中）	松本　文貴	
9	聖和保育園園長	宮本さなえ	
10	手をつなぐ育成会代表	山本　政弘	
11	賀茂健康福祉センター所長	山下　正芳	
12	松崎町役場　総務課長	山本　稲一	
13	松崎町役場　教育委員会事務局長	深澤　準弥	

3. 計画策定の経過

年　月　日	策　定　の　経　過	
令和元年８月～９月	子ども・子育てに関するアンケート調査の実施	調査の概要、結果の概要は、第２章、「2．ニーズ調査結果の概要」（ｐ18～ｐ43）に記載
令和元年 12 月 20 日	第１回 地域福祉検討協議会	１．会長及び副会長の互選について ２．松崎町子ども・子育て支援事業計画（案）について
令和２年１月 28 日～２月 10 日	パブリックコメント	本町ホームページに掲載、計画案に対する意見を募集
令和２年３月６日～３月 13 日	第２回 地域福祉検討協議会	新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、書面決議により、最終案を協議
令和２年３月	計画の決定	第２期松崎町子ども・子育て支援事業計画の決定

4. 用語集

あ行

○育児休業給付

雇用保険の被保険者の方が、１歳（保育所に入所できないなど一定の場合は１歳６か月）に満たない子を養育するために育児休業をした場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けることができる制度。

○育児グループ

児童館において「育児グループ・すくすく広場」を開催し、相談、情報の提供、子育て親子の交流を図る事業。

○育児支援相談･家庭訪問事業

保健師により乳幼児家庭の全戸訪問を実施し、情報提供や養育環境の把握を行う事業。特に養育支援が必要な家庭に対し、指導・助言等、保健師が継続的な支援を行っている。

か行

○家庭的保育

保育者の家庭等で３歳未満の子どもを、５人以下で保育する事業。（保育ママ）

○居宅訪問型保育

主に満３歳未満の乳幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

○子育て世代包括支援センター

助産師等の資格を持つ専任のコーディネーターが、妊娠中の生活や生まれたばかりの子どものお世話のこと、子育てに関する相談に応じ、関係機関と連携しながらサポートする拠点のこと。

○子ども･子育て関連3法

①「子ども・子育て支援法」

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

○子ども･子育て支援法第 61 条

市町村は、基本指針に即して、５年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

○子ども･子育て支援新制度

「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度。

さ行

○事業所内保育施設

企業が従業員用に運営する施設。

○次世代育成支援対策推進法

少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的とし、平成 15 年（2003 年）に成立。国の行動計画策定指針に則り、市町村、国及び企業等に法の目標達成に向けて講ずる措置等を盛り込んだ行動計画の策定を義務づけている。

○施設型給付

幼稚園・認定こども園・保育所（園）に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

○市町村子ども･子育て支援事業計画

５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成する。

○児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設。

○食育

知育、徳育、体育の基礎となる言葉で、国民一人ひとりが「食」についての知識と食を正しく選択できる力を身につけ、実践できるようになること、またその学習や体験を通じて豊かな人間性を育むことを指す。

○小規模保育

小規模な施設で、６～19 人までの保育を実施する事業。職員の配置基準等により、次の３類型がある。

Ａ型	定員６～19 人　保育士はすべて有資格者
Ｂ型	定員６～19 人　保育士は１／２以上が有資格者
Ｃ型	定員６～10 人　家庭的保育者が保育

○市町村行動計画

次世代育成支援対策推進法第８条１項に基づき市町村が策定する計画で、国の行動計画策定指針に則り、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標達成のための講ずる措置を定める計画。

○次世代育成支援対策推進法

少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的とし、平成 15 年（2003 年）に成立。国の行動計画策定指針に則り、市町村、国及び企業等に法の目標達成に向けて講ずる措置等を盛り込んだ行動計画の策定を義務づけている。

○SC（スクールカウンセラー）

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。

○SSW（スクールソーシャルワーカー）

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。

○ショートステイ

保護者の出張や冠婚葬祭、病気などにより、子どもの保育ができない場合に、短期間の宿泊で子どもを預かり、支援を行う事業。

○静岡こども救急電話相談

夜間、子どもの急な発熱、怪我等で困った時や、周りに相談できる人がいなくて不安な時、救急病院に受診させるべきか迷った時、看護師や小児科医に電話でアドバイスを受けることが出来る相談窓口。

た行

○地域型保育

家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称。

○特定教育・保育施設

幼稚園・認定こども園・保育所（園）のこと。

○地域子育て支援拠点事業

親子が集まってすごしたり、相談したり、情報提供を受けたりする場のこと。「児童館」、「育児グループ」等。

○トワイライトステイ

平日の夜間など、子どもの保育ができない場合に一時的に子どもを預かり、支援を行う事業。

な行

○認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設。

○妊婦健康診査

妊婦および胎児の健康状態を把握し、母体の健康維持増進や胎児の成長を促し、異常の早期発見、健康状態に応じた医療を提供するとともに医療管理を行うこと。

は行

○母子保健計画

市町村において、妊娠、出産、育児その他健やかな子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた計画。

〇ファミリー・サポート・センター

育児の援助を受けたい人と行いたい人が会員になり、助け合う会員組織。

〇病児・病後児保育

病児保育とは、児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。病後児保育とは、児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。

ま行

〇民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々のこと。「児童委員」を兼ねており、児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っている。

や行

〇幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する３歳から５歳児クラスの子どもたち、 住民税非課税世帯の０歳から２歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になる制度。令和元年（2019年）10月１日から実施された。

〇幼稚園の預かり保育

通常の就園に加え、就園時間を延長して預かる事業。

〇Uターン・Jターン・Iターン

出身地に戻ることが「Uターン」、地方出身者がいったん都会に出たあと、別の地方に移住することを「Jターン」、都会出身者が地方に移り、定住することを「Iターン」という。

第２期松崎町子ども・子育て支援事業計画

令和２年３月策定

発行　松崎町
編集　松崎町健康福祉課
〒410-3696
静岡県賀茂郡松崎町宮内 301-1
電話：0558-42-3966
FAX：0558-42-3184
http://www.town.matsuzaki.shizuoka.jp